

# アパルトヘイトとスポーツ

何故私は刑務所に入るのか

アパルトヘイトとスポーツ

南アフリカ経済協力反対の国際運動

南アフリカのアパルトヘイト撤廃と解放闘争

支援に関する国際セミナー



国際連合広報センター

# アパルトヘイトとスポーツ

何故私は刑務所に入るのか

アパルトヘイトとスポーツ

南アフリカ経済協力反対の国際運動

南アフリカのアパルトヘイト撤廃と解放闘争

支援に関する国際セミナー

**国際連合広報センター**

## も く じ

1. 何故私は刑務所に入るのか .....	5
2. アパルトヘイトとスポーツ .....	11
3. 南アフリカ経済協力反対の国際運動 .....	43
4. 南アフリカのアパルトヘイト撤廃と 解放闘争支援に関する国際セミナー .....	61

# 何故私は刑務所に入るのか

レイモンド・ストナー  
ナタール大学法学講師

注: レイモンド・ストナー・ナタール大学講師は、1975年11月、7年6か月の禁固刑の判決を受けた。その理由は、アフリカ人民族会議と南アフリカ共産党の目的を支持したパンフレットを作成、配布したということであった。

以下述べることは、ストナー氏が法廷で述べた声明である。

アフリカ人民族会議と南アフリカ共産党の目的の普及に私は努力してきた。何故私がこのような行動をとってきたのか、何故今でもそれが正しいことだと信じているのか、以下当法廷においてその理由を述べてみたい。

黒人に初めて出合って以来、私の生活環境と彼らの生活環境との著しい相違について私は考えてきた。単に黒いというだけの理由である人々が実際に必要としている以下の生活に甘んじなければならないことは正しいことではない、と私はその時から考えたのであった。すべての人間を尊厳と尊敬をもって扱うよう教えられてきた私の家庭環境において私が学んだことは、皮ふの色というのは人間の価値を示すものではないということであった。黒人は他の人たちすべてと同じように希望や悩みをもち、健康や安定した生活、食物、住居を必要としていることを私は学んだのであった。大きくなるにつれていろいろなことを新しく学んだが、彼らもつ権利や耐えなければならない無能力、彼らが住む場所、彼らが働ける場所、彼らが愛することができる人などが皮ふの色によって決定されるような事情をそのいずれをもってきても正当化しえないように思われた。学校やとくに大学において、人種主義反対や黒人と白人が平和と正義のうちに生活できる共通の社会を実現することについて私はよく議論したものであった。白人が話すいろいろなことを聞いてきたにもかかわらず、黒人と白人の同権は恐れるものではなく、反対に真の安全保障の基礎となるものだと私は考えるようになった。アパルトヘイトを弁護するあらゆる理由をもってしても、アパルトヘイトがすべての人々のためになるとか、すべての人々を平等に利するものであるとか、またすべての人々が必要とするものを十分に提供するものだと主張する人はほとんどいなかった。

たとえ「分離発展」と名を変えようと、アパルトヘイトの特質は何一つ変わっていない。バンツースタンや同様の非代議制の機関を黒人は決して望みはしなかった。彼らは南アフリカ全体が彼らの母国であると考え、その権能と繁栄を十分に分ちあう権利以外の何もをも受け入れないということを彼らの真の指導者がくり返し明らかにしてきた。

## 南アフリカはそこに住むすべての人に属する

解放運動を進める南アフリカの 아프리카人民族会議(ANC)や共産黨員、その他の同盟者を弾圧することは、分割されない1つの南アフリカにおける平等を求める声に、われわれは十分に耳を傾けていないことを意味する。彼らの公権が失なわれているため、アパルトヘイトが実際よりも広く受け入れられているかのごとき幻想が作り出された。アパルトヘイトに対する公然たる批判やこの運動がアパルトヘイトに代って何を求めているのかについて、われわれは聞こうともしない。ANCやその同盟者が何のためにあるのか、知ることは難しい。われわれが常に耳にすることは、その反対者が彼らについて口にするだけである。これまでの生涯のほとんどの間、私はANCや共産党に関する情報から切り離されて生きてきた。これらの組織の害悪について話され、またその悪行の数々について聞かされてきた。しかし、彼らの反論を聞くことは許されなかった。こうした情勢のなかで有意義な政治的役割を果たすために、ANCやその同盟者に関する情報を私は求めた。彼らの出版物を読み、彼らの目的について聞いた。そして、彼らの非難者が云うように、無差別の暴力や専制政権の樹立を彼らが求めているのではないことが分った。彼らは単純な目的、すなわち2、3の少数の人たちのためではなく、すべての人々のための新しい社会を建設するという目的をもってのことを発見した。自由憲章の言葉によると、「南アフリカは、黒人、白人を問わず、そこに住むすべての者に所属する…すべての人民の意思に基づくものでなければ、いかなる政府もその権威を正当に主張することはできない。」

主に大学生としての政治的経験やわが国の政治史の知識によって、いかに有効であれ、急進的な批判は無視されるか、それとも非合法的であるとして拒否されるか、弾圧されるかのいずれかであるとの結論に私は達した。たとえまったく合法的な活動においてさえ、闘士たちは公権喪失の宣告や裁判なしの逮捕、その他の行動制限を受ける機会に恵まれている。彼らの背景について勉強したとき、ANCや共産党の禁止は非民主的、正当化不能の行為であることに私はいささかの疑問ももたなかった。これらの機関が非合法組織だと呼ばれる前に

これらの機関が暴力を使用したという証拠は何もなかった。同じように、よしんば暴力に訴えたとしても、それはいわれのない、正当な理由をもたないものだ」と主張することはできないであろう。何年にもわたる非暴力運動が受けた反応は何であったか。平和の人があるとすればまさにその人であるチーフ・アルバート・ルツリは、次のような回答を与えた。

「閉ざされ、禁じられた扉を無益に我慢強く、穏やかに、遠慮深くノックすることに私の人生の30年間で費やされてきたことを誰が否定できよう。長年にわたる私の穏健な行動がえた成果は何であったろうか。政府の側に同じような忍耐と穏健な態度があったであろうか。とんでもない。過去30年間に見てきたことは、われわれの権利や進歩を次から次へと拘束する数えきれないほどの法律だけであった。今日われわれはほとんどの権利を失ってしまった。」

数年にわたって私は抗議運動に参加してきた——人種差別反対の請願を組織し、プラカードをもち、行進、その他の各種デモを行ってきた。こうした抗議や同様の抗議も効果はまるでなかった。しかもその上、政府は反対する権利さえも否定したのであった。——指導者は公権喪失の宣告を受け、裁判を受けずに逮捕された。1969年頃、私自身この運動を習慣でやっているのか、それともこうした運動は何かを成し遂げつゝあるのか、自問し始めたのであった。学生の請願は封も切られずにくず箱に捨てられたと文部大臣が一枚の声明で述べたとき、そうした運動の影響についての幻想はほとんどなくなってしまった。毎年発効する新しい立法措置によって抗議はますます難しくなる。それでも反対運動を続けることがますます必要になるように思われる。黒人の不満はなお一層大きくなってきているが、その印象はほとんどない。公民権を奪われた人々の見解など、白人は考える必要はなかったのだ。

### 開かれた唯一の道

政府へアピールを送ることが今日の憲法を受け入れる反対者に開かれた唯一の道である。しかし政府へのアピールを通してアパルトヘイトを終らせる可能性はまったくない。私はANC政策について読んだり、討論することを続け

た。私が聞いたり、読んだりしたものによって、解放運動の指導者であるアルバート・リツリやブラム・フィッシャー、ネルソン・マンデラ、ウォルター・シスル、ゴバン・エムベキ、アーメド・カトラダ、デニス・ゴールドバーグのような人たちの無私無欲の態度や献身について私が感じていた賛美はさらに強まった。ANCとその同盟者を助けることが最大の貢献であると私は考えるようになった。彼らがとっている道は、われらの国に自由をもたらす唯一の道であると私は信じるようになった。このことは暴力の使用を含めた政策をも支持することを意味するものである。私を起訴させる法律は、何が暴力を早めるかについて尋問することを裁判所に求めている。ANCやその同盟者が武器をとらざるをえなかったとの理由で裁判所はこれらの起訴を却下することはできない。ANCの暴力はアパルトヘイト政権の暴力に対する回答であるとの判決を裁判所は下すことはできない。それでも、彼らは暴力を望んでおらず、たとえ暴力に訴えるときでもしぶしぶ行なっていることをはっきりと物語る要素がANCの決定のなかに見られる。対立を最小限にいとめ、民主主義を促進するのがANCの戦略である。暴力はすべての問題解決の特効薬だとは考えられていない。たとえ動機がよくてもテロ行為や不規律の英雄行為のようなタイプの行動は苦しさや対立を激化するものとして拒否されている。この政策が弾圧と抑圧に対する唯一の可能な方法での回答であると私は確信している。

自由運動のため私がやってきた仕事は、きびしいことを要求した。封筒のノリをなめたり、印刷したり、タイプを打ったり、切手をはって余暇を過すことは、楽しいことではない。ほとんどの時間こうした仕事を私はやってきた。こうしたことを私がする必要がなかったことは確かである。しかし、これは、われわれの将来のために貢献する最善の道であると私が正直に結論を出した道であった。私が働いていた目標をみれば、いかなる犠牲も是認された。云うまでもなくこうした活動は秘密裡に行なう必要があり、私の親友や家族にさえも隠さなければならなかった。もともと私は卒直かつ開放的な性格であったが、仕事の性質上沈黙を守っていなければならなかった。こうした考えについて自由に話し合うのが好きであったが、私の組織や仲間たちの安全を危うくすることはできなかった。また、実際にそうした活動に参加していなかったが、私の行為を知れば当然そうした嫌疑をかけられる恐れのある人々をも危険な目にあわせ

たくなかった。

A N Cや共産党の政策はわれわれに明るい未来を約束している。解放運動は反白人運動でもテロリスト集団でもないことを私はよく知っている。男も女もすべてが必要とする安楽な暮しと安全を手に入れる日まで、解放運動は続く。これは南アフリカ人のためにかかれた絵ではないことを分っている。しかし、それが正しいと知っているので、こうした民主的な力を弾圧することを目指した法律に従うことができないのである。われわれ国民すべてのために正直に行動し、彼らに現在の情勢について語り、別の社会、すなわち自由社会へ向う方法について知らせるのが私の義務であったと私は信じる。それが私の仕事の目的であった。道徳的理由で法律を破る最初の人でも最後の人でもない。私がもっと法律を尊重すべきだと裁判所は考えるかも知れない。普通は私は法律を尊重する。社会に役立つ法律を破ることは誤まっている。しかし、私がこれまで反対してきた法律は、南アフリカ人の大多数に奉仕しない法律、国民の間の対立を教え込み、満足した、平和な社会の実現に必要な寛容と協力を排除する法律であった。

こうした理由で私は刑務所に入る。しかし、私がこれまでしてきたように、自由と平等、人種差別と貧困を終らせるために行動することが間違っているということを認めるわけにはいかない。われわれ国民の圧倒的多数の利益のために私は行動してきたのだ。私は彼らの支持を得るものと確信している。

# アパルトヘイトとスポーツ

南アフリカとのスポーツ交歓に  
関する各国政府の行動

## 序 文

この報告は、人種的に選ばれた南アフリカの運動チームとの接触を終らせるために各国政府が総会の要請に従ってとった行動を要約したもので、事務総長またはアパルトヘイト特別委員会宛の書信でそれぞれの国の政府が提供した情報、総会および特別政治委員会で行なわれた声明、その他の入手可能な情報に基づいて作成された。

この報告は、南アフリカのスポーツにおけるアパルトヘイト反対の国際運動すべてを完全に網羅したものではない。たとえば、多くの国のスポーツ団体は自身のイニシアチブもしくは自国政府との協議によってこれまでも効果的行動をとってきたが、こゝにのせられているのは政府による行動だけである。

政府の行動を要約するにあたって、まず総会決議の関連規定を紹介したい。

1968年12月2日の総会決議2396 (XXIII) 第12項で、総会は「すべての国および団体に対し、アパルトヘイトを行使する南アフリカの人種主義政権および団体もしくは機関との文化、教育、スポーツ、その他の分野における交流を停止する」よう要請した。

1970年12月8日の決議2671 C (XXV) 第8項でも同じことが繰り返し要請された。

1971年、総会は「スポーツにおけるアパルトヘイト」に関して特別決議——1971年11月29日の決議2775 D (XXVI) ——を採択した。その要旨は以下の通りである。

1. 人種、宗教または政治上の理由に基づくいかなる差別も許されないとのオリンピック原則に対する無条件支持を宣言する。
2. 実績が競技大会参加の唯一の基準であることを確認する。
3. 無差別のオリンピック原則を支持し、この原則に違反して組織された競技大会を支持することを思いとどまらせ、または否定するようすべての国家、国際スポーツ団体に厳粛に要請する。
4. スポーツの分野で公的な人種差別政策もしくはアパルトヘイト政策を有する国でのいかなる競技大会にも参加しないよう個々の運動選手に要請する。

5. すべての国に対し、無差別のオリンピック原則の支持を促進し、この原則に違反して組織される競技大会の支持を差し控えるよう自国のスポーツ団体を奨励するよう要請する。
6. 選手が人種、宗教または政治上の理由のために除外されたり、差別を受けたりするようなスポーツ活動はいかなる形であれ認めないよう国家および国際スポーツ団体、一般市民に要請する。
7. スポーツに人種差別や分離をもちこむ南アフリカ政府の行動を非難する。
8. 人種、皮膚の色、門地もしくは民族的または人種の出身に基づかなければ資格があったかも知れない運動選手を参加させないような方法で国際競技大会出場のために選ばれた南アフリカ・チームとの交歓試合を続ける国家、国際スポーツ団体が存在することに遺憾をもって留意する。
9. スポーツにおけるアパルトヘイト反対の国際キャンペーンを支持した国際および国内のスポーツ団体を称賛する。
10. すべての国に対し、この決議に従って行動することを自国のスポーツ団体に求めるよう要請する。

総会は、1972年11月15日の決議2923 E (XXVII) 第14項のなかで、「総会決議2775 D (XXVI) 規定に従って適切な措置をとり、スポーツにおける無差別のオリンピック原則を支持し、この原則に違反して組織される競技大会、とくに人種的に選ばれた南アフリカ・チームの参加を支持しないようすべての国に要請した。同じ決議の第16項で、総会は、すべての団体や機関、報道機関に対し、「スポーツおよび文化、その他の活動分野で南アフリカをボイコット」するなど、1973年に種々の問題についてのキャンペーンを行なうよう要請した。

1973年12月14日の決議3151 G (XXVIII) 第9項、10項のなかで、総会は次のように述べた。

9. 人種的に選ばれた南アフリカ・チームとの交歓をボイコットし、かつボイコット運動を展開させた団体および個人を称賛する。
10. 今だにそうしていない政府に以下のことを要請する。
  - a) あらゆる必要措置をとって、オリンピック原則に違反して選ばれた

南アフリカ運動チームとの交歓を中止すること。

b) スポーツにおけるアパルトヘイトに関する国連決議に自国のスポーツ団体の注意を喚起すること。

c) 南アフリカの人種主義運動チームとの交歓に援助もしくは承認を与えないこと。

d) 南アフリカにおける人種主義機関との文化、教育、市民の接触および交流をすべて終らせること。

1974年12月16日の決議3324 E (XXIX) 第9項(C)で、総会は、「アパルトヘイトを行使する南アフリカの人種主義政権および団体もしくは機関と文化、教育、科学、スポーツ、その他の分野におけるあらゆる接触を禁ずる」ようすべての国の政府に要求した。

1975年、総会は、「スポーツにおけるアパルトヘイト」に関する別の決議を再び採択し、南アフリカのスポーツ・ボイコットの重要性を強調した。1975年11月28日に全会一致で採択された決議3411 E (XXX) は、以下の通りである。

総会は、

スポーツにおけるアパルトヘイトに関する1971年11月29日の決議2775 D (X XVI)を想起かつ再確認し、

アパルトヘイトに基づき、かつ無差別のオリンピック原則に違反して選ばれた南アフリカの運動チームをボイコットする運動は、アパルトヘイトがいかに嫌悪すべきものであるかを各国政府や人民に効果的に示す重要な措置であることに留意し、

アパルトヘイトの表面的な、重要でない点を修正することによって国際競技大会への参加をえようとする人種主義政権の試みを拒否し、

いくつかの国家、国際のスポーツ機関が、オリンピック原則と国連決議に違反して人種主義南アフリカのスポーツ機関との接触を続けていることに遺憾をもって留意し、

南アフリカにおける非人種主義スポーツ機関を弾圧する南アフリカの人種主義政権を非難し、

1. 人種、宗教または政治上の理由によるいかなる差別も許されてはならないとのオリンピック原則を無条件に支持することを再確認する。
2. オリンピック原則および国連の関連決議に従って、人種的に選ばれた南アフリカのスポーツ機関もしくは運動チームのボイコットを行ってきたすべての国の政府、スポーツ団体その他の機関を称賛する。
3. すべての国の政府、スポーツ団体およびその他の機関に対し以下の事項を要請する。
  - a) アパルトヘイトに基づいて設置されたスポーツ団体もしくは人種的に選ばれた南アフリカの運動チームとのあらゆる接触を控えること。
  - b) とくにアパルトヘイトに基づいて設置された南アフリカのスポーツ団体との協力を続ける国家および国際のスポーツ団体によるオリンピック原則の全面的実施を確保するためにあらゆる影響力を行使すること。
4. スポーツにおける人種主義と闘う南アフリカのすべてのスポーツ団体および運動選手を称賛する。
5. 南アフリカのスポーツにおけるアパルトヘイトおよび南アフリカとのスポーツ交歓に反対する国際キャンペーンに関する広報用資料を作成し、もっとも広く配布できるように手配することを事務総長に要請する。

## アルゼンチン

デビス・カップ国内委員会が南アフリカの試合参加を回復する決定を行ない、そのさいアルゼンチンの委員がその決定に賛成したとの1972年7月の報道に関し、特別委員会はアルゼンチン国連常駐代表に書信を送り、その旨を問合せた。これに対し、アルゼンチン代表は、1972年7月19日付書簡のなかで、デビス・カップ委員会はロンドン所在の国際ローン・テニス連盟が直接任命する7人の委員から構成されるもので、委員となっているアルゼンチン市民の表決の態度に対してアルゼンチン政府は何らの責任も有するものではないとの回答を行なった。

その後、1972年10月2日、アルゼンチン代表は、特別委員会の会議の席上、もしアルゼンチンがデビス・カップ・マッチの試合会場に選ばれることになれば、政府は南アフリカ・チームの入国を禁止するであろうと発表した。

南アフリカの南アメリカ・ゾーンのデ杯戦参加再許可に関する書信への回答としてよせられた1973年9月17日付の書簡のなかで、アルゼンチン国連大使は、アルゼンチン政府は「人種差別政策を行使している国からの代表の参加を含むデ杯戦がアルゼンチンの領土内で開かれなくようにするため、あらゆる必要な措置をとるであろう」と再確認した。政府は、「他の地域の国が南アメリカ・ゾーンの試合に参加すべきではない」との立場を再確認した、と彼はのべた。したがって、アルゼンチン共和国政府は、その管轄権内において、総会決議2775D(XXVI)の第5項および10項を十分守るために必要な措置をとってきたし、また今後も取り続けるであろう。

ブエノスアイレスの外務省は、1973年9月28日、以下のような報道記事用資料を発表した。

「厚生省のスポーツ局は、外務省との合意のもとに、所属団体の性質のいかんを問わず、アルゼンチンの運動選手は、今後いかなる国で行なわれる試合であれ、直接南アフリカの選手と競技することを禁じることをアルゼンチン・スポーツ連盟に通告し、同連盟がその参加機関やアルゼンチン・

ラグビー連合にその旨を指示できるようにした。

「上記の禁止措置は、アルゼンチン共和国も含め、100か国以上の賛成で総会が採択した決議2775 D (XXVI) および決議2923 E (XXVII) の規定によるものである。

「この措置は、南アフリカで人種差別政策が維持されるかぎり有効である。なぜならば、その政策は基本的人権のみならず、スポーツにおける無差別のオリンピック原則をも侵害するものであるからである。……

「スポーツ局は前述の規則に違反するいかなる機関もしくは選手をも発効中の法的規定に訴えて、刑罰を与えるであろう。」

## オーストラリア

1972年12月まで、オーストラリア政府がとってきた態度は、自治的なスポーツ協会の事情に干渉しないというものであった。オーストラリアは1971年11月29日の総会決議2775 D (XXVI) の表決のさいには棄権した。

オーストラリアで政府の交替があった後の1972年12月11日付の書簡のなかで、オーストラリア国連常駐代表は、E. G. ホイトラム首相の新聞声明文を特別委員会委員長に伝えた。

「ホイトラム首相は、本日、将来は人種的に選ばれた運動チームはオーストラリアからしめ出されるであろうと発表した。南アフリカ政府はすでにこの決定について通告された。また人種を基礎に選ばれた運動チームのオーストラリア通過も許さない、とホイトラム氏は述べた。そうした訪問に関するオーストラリア政府の立場は、今やまことに明瞭である。オーストラリアへ国際サービスを行なう船舶・航空会社もこの決定について通告を受ける。」

オーストラリアと南アフリカとのスポーツ交歓に関するその後の特別委員会宛書簡のなかで、オーストラリア常駐代表は、アパルトヘイトの条件下に南アフリカで行なわれる競技大会参加を思いとどまるようオーストラリア・チームの説得にあたっており、またチームの参加はオーストラリア政府の承認もしく

は同意を受けることなく行なわれるものだとの立場について述べた。1973年8月9日付の書簡で、オーストラリア常駐代表は、以下のように述べた。

「南アフリカもしくはオーストラリア以外の国で開かれ、かつ両国のチームが参加する競技大会に関しては、参加の招請の問題は、主催者の決定すべきことであるというのがオーストラリア政府の見解である。

「オーストラリア・チームが参加する南アフリカ開催の競技大会に関しては、オーストラリア政府はそうした競技大会参加をチームに思いとどませる努力を続けていることや、アパルトヘイトの条件下に行なわれる競技大会の参加はオーストラリア政府の承認もしくは同意を受けることなく行なわれるものであるとの立場についてはよく衆知されているところである。他方、私が再度指摘しておきたいことは、オーストラリア人が自己の好むいかなるスポーツも自己の好む場所において行なう権利をもつものであり、政府はその権利に制限を加えるものではないということである。

「この問題に関するオーストラリア政府の見解を通告するにあたって、スポーツにおけるアパルトヘイトを政府は強く反対していることを再び強調し、人種的に選ばれた運動チームは、オーストラリアへの入国もしくは通過を許されていないことに皆さんの注意を喚起したい。」

1975年3月、オーストラリア・クリケット評議会は、1975年～1976年シーズンに予定されていた南アフリカへのチーム派遣を撤回することに決定した。1975年3月14日付の書簡のなかで、特別委員会の委員長は、オーストラリア政府およびオーストラリア・クリケット評議会に対して特別委員会の感謝を伝えた。

## ブラジル

南アメリカ・ゾーンのデビス・カップ・テニス試合に南アフリカ参加を許可したことに関する書信に対する回答のなかで、ブラジル国連常駐代表代理・代理大使は、1973年9月10日付書簡のなかで次のように述べた。

「云うまでもなく、ブラジル・ローン・テニス連盟の決定は、国際ローン・テニス協会の場合と同じく、ブラジル政府の参加を含むものでなく、そうした決定には政府の同意は要求されないし、また政府の見解や政策を反映するものでもない……

「ブラジル政府の勧告にもとづいて、ブラジル・ローン・テニス連盟が南アフリカ国内やブラジル領土内で南アフリカ・チームとの試合を行なわないと決定したことをあなたに伝えることができることを私は嬉しく思う。」

ブラジル代表は、1975年10月15日の総会特別政治委員会で、ブラジル当局は南アフリカ領土内で開かれ、または南アフリカ国籍の選手が参加する国際競技大会にブラジル国籍の選手が参加するのを組織的に思いとどませてきたと発言した。ブラジル政府はケープタウンからリオデジャネイロまでの帆走レースに許可を与えるのを拒否するとともに、そうしたレースの最終港または寄港地にブラジルの港を利用することを禁止した。さらに、ブラジル国籍の市民やボートがそのレースに参加するのを禁止した。

(しかし、その後の報道によると、ブラジルは「特別例外として」1976年1月のケープタウン・リオデジャネイロ間のヨート・レースに許可を与えた。)

## ブルガリア

事務総長にあてた1972年6月4日付の書簡のなかで、ブルガリア国連常駐代表は以下のように述べた。

「ブルガリア・オリンピック委員会は、ブルガリアの各種スポーツ国内連盟のように、スポーツにオリンピック原則の適用を常に主張してき、南アフリカの「白人」単一オリンピック委員会に反対する最初の国の1つであった。国際オリンピック運動から南アフリカを除名することに関する表決ではブルガリア・オリンピック委員会の代表は賛成票を投じたのであった。

「ブルガリア・オリンピック委員会および各種スポーツの国内連盟は、スポーツ面におけるアパルトヘイト政策については定期的によく知らされてい

る。」

事務総長にあてた1974年4月29日付のもう1つの書簡のなかで、ブルガリア常駐代表は、以下のようなブルガリア政府の声明を送付した。

「ブルガリア・スポーツ連盟は、国際競技大会から南アフリカ共和国を除名すべきだとのアフリカ・アジア諸国の提案を支持してきた。

「驚いたことに、1974年4月11日、国際体操連盟(I G F)理事会は、スイスのベルンにおいて、第18回世界体操選手権大会をブルガリア人民共和国で開催すると1970年のI G F会議の決定を無効にすることに決定した。I G F理事会の決定は、ブルガリア体操連盟が南アフリカ共和国体操連盟を招請しないとの決定に基づくものであった。

「ブルガリア体操連盟は、これまでスポーツその他一般における人種主義、アパルトヘイトに対して否定的態度を取ってきた。1974年4月7日、特別宣言のなかで、ブルガリア体操連盟は、国連の決定に基づき、南アフリカ共和国代表がブルガリアのバルナで開かれる世界選手権大会に参加するのを許可しないとの立場をはっきりと繰り返した。この立場は今日の国際スポーツ運動の原則の精神および国際オリンピック委員会や第10回オリンピック会議など、多くの国際スポーツ団体の明確な決定や立場に應えるものである。それは、また、この問題に関する国連の諸決定、とくに総会決議3151 G (XXVI II)の第10項(a)に應じるものである。

「ブルガリア人民共和国政府は、国際体操連盟理事会の決定に強く抗議せざるをえない。理事会の決定は南アフリカ共和国の人種主義政策に公的支持を与えるとともに、南アフリカのアパルトヘイト政策に関する国連の決定—いわば世界のすべての人民の確固たる意思の表明である国連の決定を公然と無視するものである。」

## カナダ

政府の方針に従って、南アフリカで開かれる国際競技大会に参加しようとする

るいかなるカナダ人競技者も連邦政府の援助を与えられない。そうした競技大会への招請を受けるか否かの最終的決定は、個々の競技者または関係スポーツ管理理事会にあるが、世界の人種問題のさまざまな面や多くの国際スポーツ連盟が支持する強い立場は熟慮と助言のもとにとられるよう希望すると、政府はカナダのすべてのスポーツ協会に書信を送った。

報道によると、もし参加すれば将来政府の支援を受けるチャンスが悪くなるであろうとのカナダ政府の示唆によって、カナダ・スクワッシュ・ラケット協会は、1973年8月に南アフリカで開かれた世界アマチュア・スクワッシュ選手権大会参加をとりやめた。

1975年10月23日の総会の特別政治委員会で、カナダ代表は次のように述べた。カナダのスポーツ団体に対する書簡のなかで、厚生大臣は、カナダ政府の方針は競技大会参加のために南アフリカ訪問を希望する競技者に対してはいかなる財政援助をも与えないというものである。しかし、最終的決定を行なうのは個々の選手または関係スポーツ連盟であるとのべた。また、1975年7月以後は、南アフリカの競技者が招請されるカナダ開催の競技大会には政府はいかなる精神的、財政的援助も行なわない、と大臣はスポーツ団体に通告した。

## キ プ ロ ス

事務総長にあてた1972年2月15日付の覚書きのなかで、キプロス国連常駐代表は、次のようにのべた。

「キプロス共和国は無差別のオリンピック原則を守り、総会決議2775D (XXVI)の全面的実施を支持する。政府は、さらに、前述の決議に従って行動するようキプロスのスポーツ団体やチームに要請した。」

## チェコスロバキア

1972年7月3日の第215回会議で、特別委員会はチェコスロバキア国連常駐

代表からの書簡に留意した。それは、南アフリカ大使や南アフリカ選手も参加招請を受けたとの理由で、ニューヨークのフォレスト・ヒルズで開かれるアメリカ・オープン・テニス選手権大会に名誉客員として参加するようにとのアメリカ・テニス協会の招待を断ったと通告したものであった。

## エクアドル

事務総長にあてた1972年3月16日付の覚書のなかで、エクアドル国連常駐代表は、以下のようにのべた。

「決議2775 D (XXVI) の第5項および10項に関しては、エクアドル政府は『無差別のオリンピック原則の支持』を促進し、かつその決議に従って行動するよう国内のスポーツ団体に要請する。」

南アフリカ、エクアドルの両国チームのテニス試合に関する書信への回答として特別委員会委員長にあてた1974年3月20日付書簡のなかで、エクアドル常駐代表は次のようにのべた。

「予期せぬ状況によって、グアヤキル港で行なわれた南アフリカ・チームとのテニス試合は政府の取締りを逃れたもので、将来はこの点に関する総会決議が厳格に守られるよう政府はあらゆる必要措置をとっている。エクアドルはこれらの決議に賛成投票を行っており、その決議に拘束されるものとする。エクアドルは、反人種主義国であって、いかなる形の差別にも反対する。」

## エジプト

事務総長にあてた1972年4月14日付覚書のなかで、エジプト国連常駐代表は次のようにのべた。

「決議2775 D (XXVI) の第 5 項および10項に従って、エジプト外相は前述の決議にエジプトの関係当局やスポーツ団体の注意を喚起するとともに、スポーツにおいては人種、宗教または政治上の理由でいかなる差別も許されてはならないとの原則を引き続き実施するよう要請した。」

1973年8月27日付の特別委員会宛のもう1つの覚書のなかで、エジプト代表部は次のようにのべた。

「……アパルトヘイトと人種差別の非難に基づくエジプト政府の政策に従って、エジプト・スクワッシュ協会は南アフリカで開かれる世界スクワッシュ大会に参加しない。」

## フィジー

事務総長にあてた1972年2月21日付覚書のなかで、フィジー国連常駐代表は、「スポーツにおけるアパルトヘイト」に関する総会決議2775 D (XXVI) は、フィジー政府が支持する決議として、国内の適切なスポーツ団体の注意が喚起されている。」

## フィンランド

フィンランド国連常駐代表は、特別委員会にあてた1975年10月9日付の書簡のなかで、次のようにのべた。

「フィンランド代表は、スポーツにおけるアパルトヘイトに関する総会決議2775 D (XXVI) に賛成した。ついで、文部大臣のマルヤタ・バアナネン夫人は、1973年5月15日のフィンランド議会の席上で、フィンランドのスポーツ団体は決議2775 D (XXVI) の規定を考慮に入れるべきだとの発言を行った。」

「この声明に続き、文部省は、フィンランドでは民間機関である種々のス

スポーツ団体の代表と国際的なスポーツの関係について何回かの会談を行ってきた。その後、政府とスポーツ団体の代表でつくられているフィンランド国家スポーツ協議会は特別委員会を設け、スポーツにおけるアパルトヘイトの問題をはじめ、国際的なスポーツに関する問題を委員会に取り上げさせることに決定した。

「この取決めの結果、これまでもあまりなかったフィンランド、南アフリカの両国の運動チームおよび個々の選手間のスポーツの交歓は、実際的に存在しないレベルにまで減少した。」

## フランス

フランスは総会決議2775 D(XXVI) には棄権したが、無差別のオリンピック原則には全面的支持を表明した。

特別委員会の委員長代行にあてた1973年4月25日付書簡のなかで、フランス国連常駐代表は以下のようにのべた。

「われわれは人種差別を行なっている国へ大規模なよく知られたチームを派遣することには賛成でないが、運動選手の交歓を孤立化させることには反対することはできない。彼らは、そのメンバーが参加する国際試合を自由に選択できる連盟に所属しているのである。」

## ドイツ民主共和国

1973年8月1日付の事務総長あて書簡のなかで、ドイツ民主共和国の外務次官は次のようにのべた。

「肉体的文化・スポーツ国家事務局、国内オリンピック委員会、ドイツ体操・スポーツ協会およびそれに所属する全スポーツクラブは、スポーツにおける無差別のオリンピック原則を尊重する。国際オリンピック委員会の決定に従って、彼らは南アフリカとのいかなる関係も維持しない。」

## ドイツ連邦共和国

これまで特別委員会にあてた多くの書信のなかで、ドイツ連邦共和国国連常駐代表は、国内のスポーツ協会は民間の団体であって、政府の命令に従うものではないとのべてきた。たとえば、1973年4月2日付の書簡のなかで、彼は次のようにのべている。

「それらはドイツ国内オリンピック委員会やドイツ・スポーツ連盟(DSB)との関係においては自治的な機関であり、また国際的なスポーツ関係では国際的スポーツ団体の規則に従って行動する。したがって、南アフリカに適切な制裁を加える問題を決定するのは、後者である。連邦政府、国内オリンピック委員会のいずれも、ある競技大会に参加する個々のスポーツ協会に命令することは法的にできない。」

特別委員会にあてた1975年9月29日付書簡のなかでは、常駐代表は次のようにのべた。

「アパルトヘイトに関するドイツ連邦共和国の政策は変わっていない。それは国連憲章の原則に基づいている。ドイツ連邦共和国の政府と人民は、いかなる形の人種主義、植民地主義をも拒否する。したがって、連邦政府は人種的に選ばれた運動チームがドイツ連邦共和国に現われることに強く反対する。

「自分の国の代表と南アフリカ当局との間で行なわれた数回にわたる協議でもこの態度は詳しく説明されてきた。これに関連し、人種混成の南アフリカ・チームが1975年7月1日から5日までベルリンで開かれた競技大会に参加したことは、ある種の進歩と考えられよう。

「さらに、ドイツ連邦共和国政府は、国内のスポーツ協会とこの件に関する会談を進めてきた。その結果、ドイツ・スポーツ協会の執行委員会は、全会一致で1970年と1973年の勧告を実施するとともに、とくに南アフリカ派遣のチームの編成が人種的に混成でない場合、南アフリカとの関係に抑制を発揮するよう今一度その会員協会に要請することに決定した。代表者のみ参加の性質をもつ競技会は、今後はすべて開催されない。

「しかし、これらの協会は、その国際的関係の行為においては自治的であ

り、かつそれぞれの国際スポーツ連盟の規則によってのみ規制されるので、連邦政府からの指示を受けることはない。連邦政府は国際的競技大会に参加するドイツ・チームにいかなる精神的、財政的援助も与えていない。

「要約すれば、連邦政府は総会および安全保障理事会の関連決議の勧告に従うべく最善をつくしている。」

## ハンガリー

事務総長にあてた1973年7月30日付覚書のなかで、ハンガリー国連常駐代表代行は、次のようにのべた。

「ハンガリーの運動チームはこれまで人種的に選ばれた国際競技大会に参加したことはなく、将来においても参加することはない。」

## インド

1974年10月、全インド・ローン・テニス連盟は、デ杯戦の最終戦で南アフリカとの試合を行わないことに決定した。特別委員会はこの行動を称賛し、その旨をインド政府へ伝えた。

1972年6月14日、インド国連常駐代表は、南アフリカ大使と南アフリカ選手も招請されているとの理由で、ニューヨークのフォーレスト・ヒルズで開かれるアメリカ・オープンテニス選手権大会の招請を断ったと特別委員会に通告した。

インド常駐代表は、1975年、以下のことを特別委員会に通告した。「……1975年2月、インド政府は、カルカッタで開かれる世界卓球選手権大会に南アフリカ卓球理事会の参加を許可しなかった。このことは、南アフリカが国連の決議に従う日があるまで、競技大会も含め、あらゆる分野の活動で南アフリカ政権をボイコットし続けるとのインドの決定に従うものである。」

## イ ラ ン

1975年10月6日付けの特別委員会宛書簡のなかで、イラン国連常駐代表は、次のように述べた。

「イラン政府はイランも賛成した第28回国連総会の決議3151を全面的に履行しており、イラン・オリンピック委員会や国立身体健康機関もその規定を守るよう指導されている。」

## アイルランド

ダイル・エイリアンでの質問に答えて、外務大臣は、1974年3月14日、次のように述べた。

「国連総会は、スポーツにおいては人種、宗教または政治上の理由に基づく差別は許されてはならないとのオリンピック原則を無条件に支持すると宣言しており、その原則を守るのがアイルランド政府の方針である。選手の選考は実力と功績のみによって行なわれるべきだと政府は信じる。したがって、この原則に違反して組織された競技会にアイルランド人が参加することは遺憾であると考えます。しかし、この国のスポーツ団体は民間の機関であって、そのメンバーはスポーツにおける人種無差別のオリンピック原則に対する態度については自由に決定することができる。」

「このことをのべるにあたって、私がとくに強調したいことは、市民の海外旅行の正常な自由を干渉することを政府は望んでいないということである。」  
1974年3月29日、ライオンズ・ラグビー・チームの南アフリカ訪問の提案に関連し、アイルランド・ラグビー・フットボール連合会長にあてた書簡のなかで、ガーレット・フィッツジェラルド外相は、次のように述べた。

「私と政府はアイルランド・ラグビー・フットボール連合がこの件に関して最終的決定を下す権利を有することを認めていることについて、貴殿は十分に知ってまいらう。政府の役割は、アイルランド・ラグビー・フットボール連合のような機関がその行動の影響について十分に認識し、かつ云うまでも

なく国連決議を履行するようにさせることである。

「国連は、スポーツにおいては人種、宗教または政治上の理由によるいかなる差別も許されてはならないとのオリンピック原則を無条件に支持すると宣言しており、その原則を支持するのが政府の方針である。そうはいうものの、アイルランドにおけるスポーツ団体は独立した機関であって、政府はそうした団体に公的政策を採択するよう強制することはできない。したがって、強制ではなく、同意によってオリンピック原則を支持するのはアイルランド・ラグビー・フットボール連合なのである。しかし、このことをのべるにあたって、アフリカ南部へのランオンズ・ツアーに参加することがオリンピック原則の無視につながることをアイルランド・ラグビー・フットボール連合が認識していないように思われることに私が非常に失望していると強調しなければならない。」

## イスラエル

事務総長にあてた1972年2月23日付覚書のなかで、総会決議2775 (XXVI) の関連規定に国内や国際の団体の注意を喚起したとイスラエル代表はのべた。

## 日 本

1974年6月6日、日本国連代表部は、南アフリカとのスポーツ交歓に関する以下のような声明を発表した。

「日本政府は、6月15日発効の新措置を採択し、文化交流もしくはスポーツ交歓を目的に日本への入国を希望する南アフリカ人には入国査証を発行しないことに決定した。この措置は、日本政府がアパルトヘイトに関する総会決議に従って、日本・南アフリカ間の文化交流およびスポーツ交歓を思いとどまらせるべく常に努力してきたことをさらに効果的なものにするを意図したものである。

「南アフリカ人に対する新たな査証発行制限は、アパルトヘイトの全面的撤廃を早める努力を強化すべく国際社会、とくにアフリカ諸国との協力を進めよ

うとする日本の決意を表わすものである。それは、アフリカ人民の共通の願望に対する日本政府と人民の深い同情および理解、それにアフリカ統一機構の目的を達成するための日本政府と人民の協力の精神を反映するものである。」

## ケニア

1970年3月、南アフリカの競技大会に参加したいかなる個人また団体との試合もケニアの競技者に許さない、とケニア政府は発表した。

事務総長にあてた1972年3月10日の覚書で、ケニア国連常駐代表は、総会決議2775 D(XXVI) にふれて次のようにのべた。

「ケニア政府は無差別のオリンピック原則を常に守ってきた。これまで南アフリカ政府はケニアのスポーツ選手を招請したいとほめかしてきたが、ケニア政府はそうした動きをはっきりと拒否してきた。」

## モーリシャス

1975年、特別委員会宛の書簡のなかで、モーリシャス国連常駐代表は、次のようにのべた。

「人種別に選ばれた南アフリカ・チームはこれまでモーリシャスの公式試合に招請されたことはない。さらに、そうした慣習はモーリシャス政府によってまったく奨励されていない。」

## メキシコ

1974年10月21日の総会の第917回特別政治委員会で、メキシコ代表は、南アフリカが1968年のメキシコ・オリンピックに参加しなかったことを想起し、「その決定においては、ホスト国としてメキシコは決定的な役割を果たしたのであった」とのべた。

1975年3月11日付書簡のなかで、メキシコ国連常駐代表は、メキシコと南アフリカとのデ杯戦禁止に関するメキシコ政府の決定に関するメキシコ外務省

発表の新聞記事資料を特別委員会に伝えた。この声明によると、政府は南アフリカ選手に入国査証の発行を拒否し、その決定をメキシコ・テニス連盟に伝えた。

メキシコ国連常駐代表にあてた1975年3月14日付けの書簡のなかで、特別委員会の委員長はメキシコ政府の決定に謝意を表明した。

## オランダ

1973年7月5日付けの特別委員会委員長にあてた書簡のなかで、オランダ国連常駐代表は、次のように述べた。

「スポーツにおけるアパルトヘイトに関する総会決議2775D(XXVI)にオランダは賛成投票を行なったことは衆知の事実である。

「しかし、オランダ代表はその決定を賛成するにあたって、オランダのスポーツ団体は自治的な民間の組織であることをはっきりとのべた。

「したがって、オランダ政府の立場は、スポーツにおける隔離が存在する国での競技大会に参加しないようこうした団体に忠告するだけである。

「こうしたことから、この分野におけるオランダ・スポーツ団体の政策にオランダ政府は責任をとることができない。」

## ニュージーランド

1972年末の政府の交替までニュージーランドの立場は、1972年3月7日の首相(J. R. マーシャル氏)声明の中に次のように示されていた。

「われわれはアパルトヘイトに反対するので、人種差別ではなく実績に基づいて選ばれるチームを南アフリカが派遣することをわれわれは希望する。

「これがわれわれの見解であることを南アフリカ当局は熟知している。これがわれわれのチームが選ばれる唯一の基準であり、南アフリカでも受入れられている。もし南アフリカがこの基準に基づいてチームを選ぶならば、2国間の関係は大巾に改善されるであろう。

「アパルトヘイトが続くかぎりスポーツ、その他の接触を中止すべきだと

の議論もあるが、ニュージーランドの自由主義的な伝統の下では、皮ふの色が何であろうとアパルトヘイトの憎しみを南アフリカ人民の憎しみにまで拡大することはできない。

「人種関係に関するわれわれの政策は南アフリカ政府の政策と対立するものであるが、この反対を個人的な方法で南アフリカ人民に課すことはニュージーランド政府の意向ではない。南アフリカ人の多くは、彼ら自身の政府の政策の変更を望んでいる。

「1973年の南アフリカ・ラグビー・チームの交歓旅行については、政府にその旅行を中止させようと干渉する意志はない。このことはチームの選出の基準を承認することではない。しかし、われわれの見解では、このかけ橋を破壊し、粗石で壁をつくるよりも南アフリカとのかけ橋を維持する方が良いということの意味する。」

1973年1月23日、ノーマン・カーク・ニュージーランド新首相はニュージーランド・ラグビー連合へ書簡を送り、1973年に予定されているスプリングボク・ラグビー・チーム交歓旅行を放棄するよう説得した。

1973年4月10日、カーク首相は、スプリングボク・ラグビー・チームの遠征を禁止するとの政府の決定を発表する一方、人種差別によらずに選抜されたチームはいかなるものであれ歓迎すると発表した。さらに彼はニュージーランド・ラグビー連合へ別の書簡を送り、白人の南アフリカ人から選ばれたチームの交歓旅行は中止すべきだとの政府の結論を説明した。彼は次のように述べた。

「そうしたことを基準とした旅行は、ニュージーランド内において人種問題に対する態度の相違を激化させるばかりか、社会的緊張をも作り出すであろう。その結果、多人種社会として成功した寛大な人々の国としての名声と信用とを失ない、広義のニュージーランドの国際関係を害することになろう。

「とくに、私が英連邦指導者と話合ったことや、他の閣僚が海外訪問のさい行なった話し合いなどから、この微妙な人種関係分野でのニュージーランドの名声は大きく傷つき、英連邦諸国をはじめ、太平洋の隣国等の批判の眼に長期間苦しむことになろう。こうしたことが起るのをわれわれは断じて許すわけにはいかない。」

その後、南アフリカとのスポーツ交歓を思いとどまらせるため首相がいくつ

かのスポーツ団体へ送った多くの書信を特別委員会は受けた。

1974年7月19日、南アフリカとのスポーツ交歓に関するニュージーランド政府の政策をのべた声明をカーク首相が発表した。そのなかで、南アフリカにおけるスポーツが人種の基準に基づいて組織されていないとの明確かつ確固たる証拠があがるまで、南アフリカ・チームのニュージーランド入国に政府は反対することが明らかにされた。いかなる南アフリカの運動チームでも、それが真の実力によって選ばれ、かつ国家、州、クラブのレベルでいかなる形でもアパルトヘイトは実施されないとの規約を代表するものであり、なおかつそうした政策が南アフリカ政府の承認をえたものであるとの確証がないかぎり、南アフリカのいかなる運動チームに対してもニュージーランド訪問を許さないというのが政府の方針である。ニュージーランドの運動チームの南アフリカ訪問に関しては、政府はそうした訪問を承認することも支持することもしないが、ニュージーランド人がもつ海外旅行の自由を制限することはしない、と首相はのべた。

この政策は、W. E. ローリング氏が1974年9月に首相になったときも再確認され、1975年2月27日、議会の労働党の全会一致の支持を受けた。

ニュージーランド政府は、真の実力に基づいて選ばれないかぎり、南アフリカの運動チームのニュージーランド入国を拒否してきたと、ニュージーランド代表は1975年10月15日の総会特別政治委員会でのべた。こうした条件のため、南アフリカのすべての運動チームはこれまで入国を認められなかった。さらに、政府はあらゆる努力を行なって、ニュージーランドの運動選手が南アフリカを訪問することを思いとどまるよう説得してきた。

特別委員会にあてた1975年11月3日付の書簡のなかで、ニュージーランド国連常駐代表は、提案中の南アフリカ・チームのニュージーランド訪問に関してニュージーランド政府がとった行動を次のように要約してのべた。

「1973年4月10日、ニュージーランド首相は、1973年6月にニュージーランド訪問旅行を予定した南アフリカ・ラグビー・チームの招請を取消すようニュージーランド・ラグビー連合に指示し、提案中の旅行は撤回された。

「同じく1973年、南アフリカ女子ボール・チーム（国際選手権大会出場のため）と南アフリカ女子テニス・チーム（1974年連邦カップ戦に参加するた

め)のニュージーランド訪問について、政府の見解が求められた。後者に関しては、南アフリカ・チームの参加がニュージーランド開催の前提条件となっていた。政府はいずれのチームも成績によって選ばれるだろうとの主張を受け入れず、招待状は送られなかった。

「1974年、政府はニュージーランド・ネットボール協会から1975年の国際試合に対する南アフリカの参加についての見解を求められた。そして今一度、南アフリカのネットボールのアパルトヘイト的な構造のため、成績による選抜は行なわれないであろうとの決定が行なわれた。したがって、政府は南アフリカ・ネットボール・チームの訪問に反対であるとの助言が同協会に与えられた。

「1974年6月、ニュージーランドで連邦カップ戦を1975年に行なうことに関するニュージーランド・ローン・テニス協会からのアプローチについては、首相は政府の政策を次のように明らかにした。

「南アフリカの運動チームが真の実力によって選ばれ、国家や州、クラブのレベルでいかなる形でもアパルトヘイトは実施されないとの規則を代表するものであり、なおかつそうした政策が南アフリカ政府の承認をえたものであるとの確証がないかぎり、南アフリカのいかなる運動チームに対してもニュージーランド訪問を許されないであろう。」

「NZLTAは1975年度連邦杯戦の計画をそれ以上進めなかった。

「ニュージーランド・ソフトボール協会は、1976年度国際選手権大会への南アフリカ・ソフトボール・チームの参加は、政府の承認を得ないであろう、との通告を受けた。

「最近、反対された2つの場合、すなわち1975年3月のヨハネスブルグのディガーズ・ラグビー・クラブの訪問と1975年9月にニュージーランドで開催される世界選手権大会に対する南アフリカ撞球チームの訪問については、ニュージーランド当局は関係選手チーム・メンバーのビザ申請に許可を与えなかった。」

## パキスタン

事務総長にあてた1972年4月5日付書簡のなかで、パキスタン国連常駐代表は、次のようにのべた。

「総会および安全保障理事会の決議・勧告に従って、パキスタンは南アフリカとの文化、教育、スポーツの交流は一切中止した。」

特別委員会にあてた1975年10月28日の書簡のなかで、パキスタン国連常駐代表次長は、次のようにのべた。

「アパルトヘイト政策が人種主義政権によって放棄されないかぎり、パキスタン政府は白人南アフリカとのスポーツ交歓を一切停止する政策をきびしく守る。この政策に従って、パキスタンはこれまで南アフリカとスポーツ交歓を行なったことはない。白人南アフリカ・クリケット・チームのイギリス訪問に抗議して、パキスタンの25才以下のクリケット・チームの訪問が撤回されたのはこうした理由からであった。1973年には、今度はヨハネスブルグで開かれた国際スカッシュ試合にパキスタン・スカッシュ・チームが参加することを政府は許可しなかった。

「さらに、1976年2月にパキスタンで開かれるスカッシュ・ラケット・ワールド・カップ戦には南アフリカは招請されなかった。

## パプア・ニューギニア

1972年、パプア・ニューギニア政府は、1973年3月から4月にかけてプレトリアで開かれる南アフリカ・ゲームにパプア・ニューギニア・ボール協会の参加を禁止することに決定した。

## ペルー

特別委員会委員長にあてた1973年10月18日付の書簡のなかで、ペルー国連常駐代表は次のようにのべた。

「アパルトヘイトに関する国連決議に従って、ペルー政府はプレトリアで開かれる試合のペルー選手参加の招請を断った。最近では、南アフリカのボロ・チーム「スプリングボックス」が10月17日にリマで始まる一連の試合に参加することになっていたが、政府は彼らのペルー入国を拒否した。さらに、民間のスポーツ団体が存在するにもかかわらず、ペルー政府は、ペルー選手が南アフリカで開かれる試合に参加しないよう説得することに成功し、またアパルトヘイト政策が維持されるかぎり、南アフリカ選手がペルーに入ることを拒否することに決定した。」

## フィリピン

1973年3月22日付の書簡のなかで、フィリピンはプレトリア開催の南アフリカ・ゲームに参加しない、とフィリピン国連常駐代表は特別委員会に通告した。そして、国連の内外で、あらゆる形の人種主義・人種差別と闘う人々に対するフィリピンの連帯を強調した。

フィリピン政府は、「南アフリカ政府のアパルトヘイトと人種主義の政策を書面によって非難しないとの理由で」南アフリカ代表が世界ボクシング協会会議（1975年9月28日から10月4日までマニラで開催）に出席のためマニラに入ることを許可しないことに決定した。

さらに、特別委員会委員長にあてた1975年12月19日付書簡のなかで、「もし南アフリカ・チームが参加するならば」フィリピンは1976年1月にニュージーランドで開かれる世界ソフトボール選手権大会に参加しないであろう、とフィリピン国連常駐代表はのべた。

特別委員会はフィリピン政府の上記行動を高く評価した。

## スペイン

1972年3月27日の事務総長宛覚書のなかで、スペイン国連常駐代表は、次のようにのべた。

「スポーツの試合が国際的スポーツ団体主催で開かれ、しかも両国ともそ

のメンバーでないかぎり、資格あるスペインのスポーツ団体は南アフリカとの試合を回避する。」

## シ リ ア

事務総長にあてた1972年2月10日付覚書のなかで、シリア政府は総会決議2775 (XXVI) の関連規定をきびしく守るであろう、とシリア国連常駐代表はのべた。

## セ ネ ガ ル

1975年11月10日付の特別委員会宛の書簡のなかで、セネガル国連常駐代表は次のようにのべた。

「セネガル政府はアフリカ・スポーツ最高協議会およびアフリカ統一機構の指針に常に従ってきた。したがって、南アフリカが代表される試合にはセネガルの運動チームはまったく参加したことがない。」

## ト ー ゴ

特別委員会にあてた1975年10月10日付書簡のなかで、トーゴ国連常駐代表は次のようにのべた。

「トーゴ政府は、スポーツ、その他のいかなる分野であれ、人種主義南アフリカ政権とは何らの関係も有しない。トーゴ政府は、純然たる人種的根拠に基づいて選ばれる南アフリカのスポーツにおけるアパルトヘイト政策を改めて非難する。」

## トリニダッド・トバゴ

南アメリカ・ゾーンにおけるデ杯戦に南アフリカの参加を許したことに關する特別委員会からの書信に答えて、トリニダッド・トバゴ国連常駐代表は1973

年2月8日付書簡のなかで、次のように述べた。

「トリニダッド・トバゴはあらゆる形や現れの人種差別およびアパルトヘイトを非難する。この立場は、国連の種々の決議採択のさいに行なった主張、とくにスポーツにおけるアパルトヘイトに関する総会決議2775 D (XXVI) の作成と採択のさいに同代表団が果たした役割をみてもはっきりとわかるであろう。

「首尾一貫したこの立場から、南アフリカのデ杯戦再参加の許可は国連決議とオリンピック原則の侵害であり、国連の反人種差別キャンペーンを傷つける行為である、とトリニダッド・トバゴは考える。

「トリニダッド・トバゴは、そのメンバーでもあるアパルトヘイト特別委員会の懸念を十分に理解するもので、南アメリカ・ゾーンでの南アフリカの参加を決めたデビス・カップ委員会の決定を受入れ難いものとみなす。

「したがって、トリニダッド・トバゴ政府は、自己の選択する国や人民とのスポーツ活動に自由に参加できる市民の権利に干渉することを望むものではないが、国連決議2775 D (XXVI) を尊重し、南アフリカ選手とのスポーツ活動を控えるようすべての市民に強く要望する。さらに、いかなる状況のもとにあっても、南アフリカの選手に入国査証の発行を禁止し、南アフリカ選手が招請されるいかなる試合も同領土内では禁止することをトリニダッド・トバゴ政府は通告したい。」

特別委員会にあてた1975年11月25日付書簡では、トリニダッド・トバゴ国連常駐代表は政府の1975年11月13日発表の以下の声明を送付した。

「トリニダッド・トバゴ・ボディビルディング協会が南アフリカへチーム派遣を決定したことにかんがみ、今後同協会が国の内外で行なういかなるスポーツ活動も政府の後援または財政的援助を受けることはないであろう、と内閣は今朝の定例会議で決定した。

「また、南アフリカでのスポーツ活動に参加するトリニダッド・トバゴのスポーツ団体もしくはそのメンバーに対しても、公的な後援や財政援助を与えないことに内閣は決定した。

「トリニダッド・トバゴが、国連において、南アフリカのアパルトヘイトを撤廃し、人権と基本的自由とをその住民すべてに適用させるべく積極的役

割を果たしてきたことを想起してほしい。

「トリニダッド・トバゴは国連アパルトヘイト特別委員会および非植民地化に関する24か国委員会のメンバーとして積極的に活躍してきた。また、政治、外交、経済、軍事、文化、スポーツの分野で南アフリカを孤立させることを目指した国連決議を支持し、共同提案国の1つとなってきた。これまでも南アフリカとのスポーツ・ボイコットを支持することを公けに発表してきた。

「1975年4月、南アフリカからの人種的に選ばれた運動チームのボイコットに関する総会決議に従って、各国政府がそれまでとってきた行動をアパルトヘイト特別委員会が公表した。トリニダッド・トバゴは、スポーツにおけるアパルトヘイトに関する立場を以下のように繰り返した。

「トリニダッド・トバゴ政府は、自己の選択する国や人民とのスポーツ活動に自由に参加できる市民の権利に干渉することを望むものではないが、国連決議2775 D (XXVI) を尊重し、南アフリカ選手とのスポーツ活動を控えるようすべての市民に強く要望する。さらに、いかなる状況のもとにあっても、南アフリカの選手に入国査証の発行を禁止し、南アフリカ選手が招請されるいかなる試合も同領土内では禁止することをトリニダッド・トバゴ政府は通告したい。」

特別委員会は、こうしたトリニダッド・トバゴの行動を高く評価した。

## ウクライナ

1974年8月15日付の覚書のなかで、ウクライナは、次のようにのべた。

「スポーツにおけるアパルトヘイト禁止と人種主義者の運動チームとの接触をもたない。」

## ソビエト

事務総長にあてた1972年3月17日付の覚書のなかで、ソビエト国連常駐代表は以下のようにのべた。

「アパルトヘイトや人種差別の政策を求める南アフリカ政権とその団体や

組織とは文化、教育、スポーツ、その他の交流をソビエトはもっていない。第26回総会が採択した決議を履行するにあたって、南アフリカ共和国のテニス・チームのデビス・カップ戦参加を許可した国際ローン・テニス連盟（ILTF）の決定を非難し、かつ、その決定が再考されないかぎり、ソ連チームはその試合に参加しないだろうと発表した声明を、ソ連テニス連盟が1972年1月29日に発表した。

さらに、1972年4月12日付の事務総長宛書簡のなかで、国際オリンピック委員会のメンバーであるソ連オリンピック委員会のK・アンドリアノフ委員長は、次のように述べた。

「ソ連オリンピック委員会は、1971年11月29日の国連総会決議2775D（XXVI）を検討し、スポーツにおける人種主義と人種差別と闘う措置を規定したその重要文書の全規定を全会一致で承認した。

「アパルトヘイト政策のもとに選ばれた南アフリカ・チームとの交歓試合を停止するようすべての国際スポーツ団体に求めた総会のアピールに応え、人種、宗教または政治上の理由に基づくいかなる差別も許されてはならないとの国際オリンピック運動の原則を守り、世界のスポーツ運動から南アフリカを孤立化させるべく国際スポーツ団体のソ連代表が努力することをソ連オリンピック委員会は勧告した……」

「ソ連国内オリンピック委員会の幹事会にこの書簡を貴殿に回送する権限を与えることによって、スポーツにおける人種差別とアパルトヘイトの政策に反対するソ連の全運動選手の考えをソ連オリンピック委員会が表明したのである。ソ連のスポーツマンやスポーツ団体は、あらゆる形や現れの人種主義および人種差別と闘う人々との国際連帯の感情によって指導されることを私は貴殿に確約したい。」

## イギリス

イギリスは1971年11月29日の総会決議2775D（XXVI）に棄権した。

イギリスと南アフリカの両国チームのスポーツ交歓に関する特別委員会の書

信に対し、イギリス政府は、スポーツにおけるアパルトヘイトの慣行を承認しないが、南アフリカとのスポーツ交歓に関する決定はスポーツ団体にまかせるべきだとの見解を長い間もってきた、とイギリス代表はのべた。1975年9月の特別委員会にあてた書簡のなかで、1974年12月4日、外務大臣が行なった次のような声明に同代表は注意を喚起した。

「人種または皮ふの色に基づく選考が維持されるかぎり、南アフリカとのスポーツ交歓は反対すべきものと政府は考えており、そうした交歓は公的支援や承認を受けることはないであろう。政府は、スポーツ団体や個人にこの政策に真剣に留意するよう要請する。もっとも、われわれは明らかにこれらのことを決定する彼らの権利に干渉する気は毛頭ない。」

## タンザニア

事務総長にあてた1972年5月26日付の書簡のなかで、タンザニア国連常駐代表は次のようにのべた。

「タンザニア政府は、あらゆる活動における無差別のオリンピック原則を厳守する。この結果として、タンザニア・オリンピック・チームがこの原則に違反する団体とのスポーツ交歓に参加することをタンザニア政府は許可しない。」

## アメリカ

特別委員会の副委員長にあてた1972年8月9日付の書簡のなかで、アメリカ国連常駐代表は、次のようにのべた。

「決議2775 Dを賛成するにあたって、米代表は、米スポーツ団体をはじめ、国際スポーツ団体に対するアメリカの参加はアメリカ政府から独立して行なわれることに留意した旨をアメリカ政府は指摘したい。アメリカ政府は決議の一般目的を支持するが、そのことはスポーツ団体や国際組織における彼らの役割に直接影響力を行使する立場にあることを意味するものではない。

「こうした理由から、デビス・カップ戦に関する決議2775 Dの第5項およ

び10項に関してアメリカ政府は何らの行動もとらなかった。その決議の第11項のもとに事務総長がデビス・カップ機関の注意を決議2775 Dに喚起したであろうと思われる。」

こうした立場はアメリカ代表部から特別委員会あての多くの書信のなかで表明された。

## ベネズエラ

1972年10月24日、ベネズエラ代表は特別政治委員会で次のようにのべた。

「デビス・カップの南アメリカ・グループに南アフリカ・チームを参加させることに関し、南アフリカ選手がベネズエラ領土内で試合をしたり、また自国選手が他の国において南アフリカ選手と試合することをベネズエラは許可しない、それは、直接間接を問わず、南アフリカの人種主義政府を支持することは、その目的に役立つばかりでなくそれを強化することになると考えるからである、とベネズエラ代表は述べたい。さらに、ベネズエラの運動選手はいかなる種類であれ南アフリカ選手との試合は行なわない。最近のオリンピックでは、ローデシア・チームが追放されたのでベネズエラ選手はその活動に参加した。彼らはベネズエラ政府から圧力を受けてそうした行動にでたのではなかった。ただ、人種主義は人類に対する犯罪であり、その原則に基づくいかなる政権も、国際社会から孤立化させられなければならないとの確信から行なわれたものであった。」

## イエメン

事務総長にあてた1972年2月7日付の覚書のなかで、イエメン国連常駐代表は、イエメン政府は総会決議2775 (XXVI) の規定を厳守する、とのべた。

## ユーゴスラビア

1972年7月3日の第215回会議で、特別委員会は、ニューヨークのフォーレ

スト・ヒルズで開かれる米オープン・テニス選手権大会に名誉ゲストとして参加するようにとの米国テニス協会の招待を断ったことを委員会に伝えるユーゴラビア国連常駐代表からの書簡に留意した。彼がそれを断ったのは、南アフリカ大使と南アフリカ選手も招かれていたからであった。

## ザンビア

事務総長にあてた1972年6月23日の覚書きのなかで、ザンビア国連常駐代表は、次のようにのべた。

「スポーツの分野における政府の方針は、人種、皮ふの色、信条、その他によるあらゆる考慮を排し、すべての国や人民が平等な立場でスポーツに参加することにあることを、スポーツに責任をもつ労働・社会福祉相がこれまで何回となくザンビアのスポーツ団体に明確にしてきた。したがって、スポーツ団体は、地方または国際を問わず、南アフリカが参加するすべての競技大会に参加することを控えるよう指示されてきた。事実、ザンビアは国際スポーツ会議ではスポーツにおけるアパルトヘイト反対闘争の最前線にあり、人種や宗教、政治、その他の理由に基づくスポーツにおける差別禁止のオリンピック運動の原則と理想を支持してきたのであった。」

# 南アフリカ経済協力反対の国際運動

## ——その背景と将来への提案——

アジト・シン(マレーシア)

アパルトヘイト特別委員会：国連決議履  
行・南アフリカ協力小委員会委員長

(アパルトヘイト撤廃・南アフリカ解放闘争支援国際セミナー (1976年5月  
24日～28日, ハバナ) 提出文書)

## I. 国際運動：その背景

南アフリカとの経済その他の協力を反対する国際運動は、南アフリカ解放運動のアピールに応じてとくに西欧諸国の若ものや労働組合を中心に南アフリカ産品のボイコット運動が始った1950年代後半以来続いている。反アパルトヘイト運動の多くは、ボイコット運動から生まれたのであった。

それに続いて、とくにシャープビル虐殺事件後やいわゆる南アフリカ共和国の樹立にともなって、多くの国の政府や政府間機関が、南アフリカに対するボイコット措置をとるようになった。しかし、南アフリカの主要貿易相手国やこれらの国の企業は、南アフリカとの経済協力を強め、アフリカ、アジア、社会主義、その他の国々を犠牲にして多大の利益をあげてきた。その結果、反アパルトヘイト運動やその他のグループは、とくに1965年以降、南アフリカと協力する銀行や多国籍企業に対して「協力中止」運動を展開させてきた。

協力反対のキャンペーンには、今や国連やアフリカ統一機構（OAU）、大多数の国々をはじめ、数多くの反アパルトヘイト運動、労働組合、学生グループ、教会、その他南アフリカと実質的な経済関係を維持するほとんどすべての国の関係団体が参加している。このキャンペーンは、南アフリカのアパルトヘイト政権反対の世論を動員し、かつアパルトヘイトから利潤をあげる既得利権の活動を挫折させるという解放闘争に大きく貢献してきた。

国連は1962年以来、協力反対のキャンペーンを支持してきた。そのとき総会は初めて南アフリカとの外交、経済、軍事協力、空海路線の閉鎖をすべての国に呼びかけた決議を採択したのであった。さらに同じ決議のもとに、アパルトヘイト特別委員会を総会は設置した。その設立以来、同委員会は対南アフリカ政権制裁を強化、拡大すること、すべての国による国連決議の履行を確保すること、そしてこれらの決議支持とアパルトヘイト協力反対のもっとも広い大衆運動を奨励することに努めてきた。

その後、総会は南アフリカのボイコットを拡大し、借款、投資、技術援助、貿易事務所の開設、その他の経済協力をはじめ、南アフリカへの移住、スポーツ交歓や文化交流のような形の協力もボイコットの対象することに決定した。第30回総会は、また、とくに石油、石油製品、戦略的原料の対南ア禁輸をも決定した。

安全保障理事会は、1963年、対南アフリカ武器禁輸を求めた決議を採択した。その後各種の決議を通して禁輸が拡大され、あらゆる形の南アフリカとの軍事協力も含まれることになった。しかし、安全保障理事会の3大常任理事国——フランス、イギリスとアメリカ——は禁輸の範囲に関して留保を行ない、1975年6月の禁輸提案は否決されてしまった。禁輸は勧告として残り、その監視を行なう機関は設置されなかった。主にこれら大国の反対のため、安全保障理事会は、総会が圧倒的多数で採択した勧告も実施できずにいる。勧告は、安全保障理事会が国連憲章第7章のもとに南アフリカに対する強制的経済制裁を採択することであった。

大多数の政府は、武器禁輸や南アフリカの経済、外交、文化面における孤立化を求めた総会決議を履行し、南アフリカの被抑圧人民との連帯を行動によって示してきた。その多くはかなりの犠牲を払って、南アフリカの解放闘争を支持してきたのであった。

他方、少数の西欧、その他の国は、国連の度重なるアピールにもかかわらず、南アフリカとの関係を維持してきたばかりでなく、その関係を強化さえしてきた。こうした国々が南アフリカの対外貿易のほとんど（1974年には75パーセント以上）や対南アフリカ投資のほとんどを占めている。国連のボイコット運動の効果はこうした国々の非協力的態度によって著しく害なわれてきた。また、2、3のこうした国々によって、南アフリカは巨大な兵器を取得することが出来たのである。

こうしたことを背景に南アフリカの主要貿易国内では、そうした協力を終らせるキャンペーンが発展してきた。理由は、それらの国の政府や企業がアフリカのアパルトヘイト政権を強化していることに対する一般の人々の認識が高まってきたからである。アパルトヘイト反対者とアパルトヘイト受益者との間のコントラストがはっきりし、それが抗議の力を強めたのである。キャンペーンは広範にわたる各種グループや一般の人々の支持を受けてきた。また、国際的規模の調整もますます行なわれるようになった。

アパルトヘイト特別委員会は、こうした運動を奨励し、関係団体の連絡にあたり、国連決議に対する支持を推しようし、彼らの聴取を行ない、国連を通して彼らの活動の普及を行ない、関係国政府に適切な抗議を行なってきた。特別

委員会主催のセミナーは、キャンペーンの発展、調整をはかるとともに、各種見解の発表や交換の場となってきた。各国へ派遣された特別委員会の使節団は、これらのキャンペーンを支持する一般大衆の組織は、国連の真正の支持を受けるものであることを強調してきた。

この文書は、「協力反対」グループが行なってきた運動を簡単に説明し、最近の発展にてらして、今後とるべき行動を提案するものである。これらの提案をもとに、現段階におけるより効果的なキャンペーンの方法について実りある話し合いが行なわれることを希望したい。

## 1. 貿易のボイコット

貿易のボイコットは、伝統的に国際キャンペーンの中心となってきた。多くの国の反アパルトヘイト運動は、南アフリカ製品をボイコットするという消費者運動として始まった。消費者のボイコットはこれまでイギリス、アイルランド、北欧諸国、オランダ、オーストラリア、ニュージーランドなどで効果を発揮し、多くの人々やグループが動員された。

消費者のボイコット運動ではいろいろな作戦が用いられてきた。たとえば、南アフリカ商品を扱うスーパーマーケットでチラシ配り、ピケットはり、分裂行動を行ったり、市議会や大学、その他の機関に南アフリカ製品の不買を働きかけることなどである。こうしたボイコットによって、南アフリカの輸出は時々かなりの赤字を出した。しかし、ボイコットがなかったり、まだよく組織されていないような国々への輸出をその分だけ伸ばすことができたように思われる。<sup>1)</sup>

労働組合もいくつかの南アフリカ製品のボイコットを行なってきた。たとえば最近の例をあげるとアメリカによる石炭のボイコットである。これは米国鉱山労働者組合（UMW）と地方のドック労働者組合の積極的参加による連合グループによって組織されたものであった。ボイコットは、荷揚げ場での作業停止やデモストレーションから法廷活動まで、巾広い作戦が用いられた。しかし強制労働による製品の輸入を禁じるアメリカの法律に基づく裁判は、結果的には失敗した。理由は、南アフリカが「主人・召使い法」の関連規定を無効にし

てしまったからであった。しかし、南アフリカが急いで立法措置を無効にしたことは、南アフリカがボイコット、とくに強力な労働組合参加のボイコートを懸念していることを物語るものである。

こうしたボイコット活動に関連するのが、南アフリカとの特別貿易協定の阻止またはその廃止を求める努力である。アメリカにおいては、砂糖の割当て（そのもとにアメリカは保証価格で南アフリカの穀物の1部を買っている）を廃止する闘いは何年も続いており、多数の議員をはじめ、多くのグループがそれに参加している。<sup>3)</sup> 西ヨーロッパにおいても、南アフリカに対するヨーロッパ経済共同体の特別譲許を阻止する運動が進められている。<sup>4)</sup>

貿易のボイコットにおけるもう1つの要素は、南アフリカにある貿易振興事務所の閉鎖と貿易使節団の交換中止を目指した運動である。この運動に含まれるものは、関係国政府への抗議や貿易使節団訪問反対のデモなどである。

全体として、消費者ボイコット運動は、南アフリカとの貿易を減らすという意味では限られた効果しか持たないように思われる。そうした運動が大きな効果を発揮したのは、政府が南アフリカとの貿易を奨励する目的で特別譲許を与えるのを阻止することにおいてであった。

アパルトヘイト反対の世論を教育したり、アパルトヘイト反対運動に多くの人々を動員させる点では、こうしたボイコットの効果はかなり大きいものである。消費者のボイコートを2、3の南アフリカ製品に限定し、こうした不買運動を国際的規模で進める方法を検討することが望ましいと思われる。

## 2. 企業反対キャンペーン

南アフリカに投資する企業反対キャンペーンは、最近では多くのグループによって行なわれてき、その形もいろいろである。このキャンペーンは反アパルトヘイト・グループによって始められたもので、南アフリカに多数派支配を平和的に移行させる、もしくは少なくとも対立を和らげる唯一の方法は、各企業が国連決議に従って南アフリカから全面的に撤退することであるとの信念に基づくものである。このキャンペーンを進めるうちに、南アフリカにおける会社の経営や人種差別の慣行、南アフリカ政権によるアパルトヘイトの実施を助ける

各国企業の直接援助などについて、事実をすべて暴露すべきだとの要求に注意を払うことが時には望ましいことが分った。

最近、とくに外国人所有会社が払う貧困賃金が暴露されて以来、他のいくつかのグループはアフリカ人の賃金や労働条件を改善するよう会社に働きかける努力を集中的に行なってきた。しかし彼らは対南ア投資の政治的重要性を見失っている。投資を続け、雇用その他の関係慣行を改善することによって黒人を助けているのだとの既得利権の宣伝にも彼らは一役買っている。改革の要求は、このようにあやつられる傾向にあった。解放運動および反アパルトヘイト運動は、こうした自称自由主義者とも闘わなければならなかった。<sup>5)</sup>

投資反対キャンペーンに関係しているグループのうち、世界キリスト教協議会(WCC)や国内のキリスト教団体がとくに重要な働きを示してきた。1972年、世界キリスト教協議会は、南アフリカで営業している企業の持ち株をすべて売払ってしまうことに決定した。また、あらゆる影響力と圧力を使ってそうした企業を南アフリカから引き上げさせるようすべての教会に訴えた。<sup>6)</sup>

世界キリスト教協議会のアピールに続き、各国の教会は南アフリカで営業する企業の持ち株を売ってしまった。その他、とくにアメリカやイギリスの教会は、企業に圧力を加えるため株主決議に頼る方法をとった。それは南アフリカの営業に関する情報の発表、アフリカ人労働者の賃金と労働条件の改善、南アフリカ政府への販売停止から南アフリカからの無条件引き上げにまで及ぶものであった。<sup>7)</sup> さらにもう1つの圧力をかける作戦として、個々の専門家や各種の地域その他のグループの参加をえて、アパルトヘイトを支持する特定の企業の役割に関する公聴会を開くことも行なわれてきた。<sup>8)</sup>

南アフリカと協力する会社の持ち株の引出し要求は、他のいろいろなグループの活動の基礎であった。たとえば、ある国では学生グループが大学当局を説得して、南アフリカへ投資する会社の持ち株を売却させようとした。また、こうした会社の求人募集にも抗議を行なってきた。事実、いくつかの大学は学生の抗議に従ってその持ち株を売ってしまった。<sup>9)</sup>

多くの労働組合、専門的協会、政治団体も、また、南アフリカに関与する会社と手を切った。<sup>10)</sup> 各種グループの圧力のもとに、いくつかの市当局も南アフリカに投資する会社からの物資の調達を停止することに決定した。<sup>11)</sup>

投資反対キャンペーンよりももっと直接的な行動は、南アフリカに投資する会社の労働者による行動である。しかし、労働者の参加は、今までのところ一握りの会社にすぎない。影響力も大きく、よく宣伝されたキャンペーンは、南アフリカ政府に対する自社製品の供給中止を訴えたボラロイド革命労働者運動によるキャンペーンであった。<sup>12)</sup> その他にも、アメリカン・エアラインズ、IBM、ゼネラル・モーターズの労働者グループも南アフリカと自社との協力反対のキャンペーンに参加した。<sup>13)</sup>

政府所有または参加の企業の場合、関係国政府に直接圧力をかけることができる。いくつかの場合、公的企業によるアパルトヘイト経済の関与反対運動は、政府の役人や政治的指導者の支持を受け、国内で多くの論議をよんだ。最近では、南アフリカの提携者との協力で、いくつかの西欧諸国の公的もしくは半官半民の企業が南アフリカの主要産業開発計画に参加する傾向が強まってきたように思われる。したがってそうした運動はとくに重要である。最近の例をあげると、西ドイツのウランゲゼルシャフト、STEAC、ゲゼルシャフトが南アフリカの核プロジェクトに参加するのに反対する運動や、オーストリアの国有会社のVOESTやドイツの半官半民会社のフーゴフェンス（前述のESTELコンソーシアムのメンバー）がシシェン・サルダナ・プロジェクトに参加するのに反対する運動などがある。<sup>14)</sup>

企業反対キャンペーンを通して、教会や大学、その他多くの人はそれぞれの関係する機関で重要な討論を行なうようになった。また、新聞雑誌でもかなり宣伝され、南アフリカのアパルトヘイトから利益をえている企業の道徳責任の問題が忘れ去られることはなくなった。そうしたキャンペーンによって、アメリカの「共同責任に関する相互信頼センター」のような特殊団体が設けられたのであった。

### 3. 銀行反対キャンペーン

南アフリカで営業中の銀行や南アフリカ政府やその機関に借款を与える銀行に反対するキャンペーンは、1960年代初めから多くのグループによって行なわれてきた。これまで、そうしたキャンペーンが効果を発揮し、銀行が南アとの

関係を中止せざるさえなくなつたことも何回かあつた。具体的成果をあげることができなかつた場合でさえ、南アフリカとの財政取引は非合法的であるとの広い一般世論を作り出すことができた。その結果、南アフリカへの借款を秘密裡に行なう銀行もいくつか出てきた。こっそりと営業する必要があることは、銀行がそうした事実を暴露されることに非常に傷つきやすいことを物語るものである。こうしたことから、ある国では南アフリカへの借款をしだいに強調しなくなつてしまつた。

(人口の動員、組織、効果からみて) もっとも成功した銀行キャンペーンの1つは、1965年から1969年にかけてアメリカで行なわれたものである。このキャンペーンは、10大主要銀行連合が4000万ドルの回転借款を南アフリカに与えることに抗議して組織されたもので、多くのグループの参加のもとに種々の作戦がとられたのであつた。教会、反アパルトヘイト団体、学生グループ、地域グループ、政治クラブ、議員、インテリ、銀行員などが一団となつて、キャンペーンのいろいろな段階に参加するようになった。関係銀行から資金や投資の撤回、抗議デモ、銀行支配人に対する抗議、それに1つの銀行の銀行員が行なつた差別反対裁判などが、その戦術として利用された。アパルトヘイト特別委員会はこのキャンペーンを支持し、もしケミカル銀行が全米銀行連合から脱退しなければ、国連本部内にあるケミカル銀行の支店に対する便宜供与を撤回するよう呼びかけた。その結果、南アフリカは借款を更新しないことに決定した。<sup>15)</sup>

1973年、多額の新規借款が南アフリカへ与えられたことを示す銀行の秘密文書が国内キリスト教協議会によって発表され、もう1つのキャンペーンがアメリカで打ち上げられ、成功した。この借款は、西ヨーロッパの6大主要銀行からなるコンソーシアムであるヨーロッパ-アメリカ銀行協会(EABC)によって取決められたもので、アメリカ、西ヨーロッパ、カナダ、日本のおよそ20行を含むものであつた。<sup>16)</sup> 銀行コンソーシアムの国際的性格のため、そのキャンペーンはほとんどすべての関係国に急速に広がつていった。アメリカでは、教会、反アパルトヘイト団体、地域団体、地方自治体などによって借款反対の抗議が行なわれ、多くの参加銀行の脱退、今後の対南アフリカ借款中止の誓約を獲得するまでに発展した。<sup>17)</sup> 1974年、世界キリスト教協議会は、もし対南アフリカ借款をやめなければ、六大EABC銀行をボイコットすると決定した。イギ

リスの教会グループは、「対南アフリカ借款停止 (End Loans to South Africa)」という新しい団体を作り、EABC借款反対の世論を動員し、それまでも進められてきた南アフリカ営業のイギリスの銀行に対する反対キャンペーンを強化した。<sup>19)</sup> 日本においては、アパルトヘイト特別委員会委員長の訪日後、日本政府は対南アフリカ借款供与をやめるよう銀行に要請し、ロンドン・ベースの日本の銀行はEABC借款から手を引かざるをえなくなった。<sup>20)</sup> さらに、オランダやカナダにおいても参加銀行に対する圧力が作られつつあると報道されている。<sup>21)</sup>

## II. 南アフリカとの経済協力における最近の発展

経済的見通しから、アパルトヘイト政権はこれまで以上に主要貿易相手国に依存するようになり、したがって効果的なボイコットにはとくに傷つきやすくなった。

南アフリカは今や深刻な経済危機に直面している。南アフリカの外貨の主要源である金の価格は、1年ちょっとで1オンスにつき200ドルから130ドル以下に下がり、金鉱からの政府の所得は22.6パーセント少なくなり、経済成長率もゼロ近くにまで下がった。(推定によると、南アフリカ国民総生産の成長率は、金の価格が10ドル変るごとに1パーセントの割合で変動する。)<sup>22)</sup> それと同時に、アンゴラに対する侵略や軍備の拡大をはかるとの決定によって、軍事支出は40パーセントあがって、1975年/76年度で10億ランドとなり、1976年/77年度ではそれが13億5000万ランドにまで上昇するものと推定される。

さらに、南アフリカは130億ランド(そのうちの120億ドルは公共企業に使われる)の予算で巨大な長期資本拡大プログラムに乗り出し、国際収支に対する圧力がさらに強まっている。これらの計画のもとに輸入が大巾に増えたが、輸出の伸びは非常に遅く、事実最近では下がっている。<sup>23)</sup>

その結果、南アフリカの国際収支の赤字は1974年から1975年にかけて2倍となり、その額は17億5000万ランドにも達し、政府は昨年9月、17.9パーセントだけランドの切り下げを行なわなければならなかった。スタンダード銀行の最近の見通しによると、西側では景気後退が底をついたにもかかわらず、南ア

リカでは経済的後退が当分の間続きそうである。南アフリカの経済回復は、「対外部門、すなわち南アフリカの工・農産物に対する世界の需要、外国人が投資や長期借款を供与する用意、それにもっとも重要なことであるが、金の価格によってきまるであろう」と云われている。<sup>24)</sup> ロンドンのガーディアン紙によると、アパルトヘイト経済が歪曲されているため、「金の高騰以外の経済成長のエンジンを見出すことは非常に難しい。」<sup>25)</sup>

しかし、少なくとも当分の間は金の価格が再び上昇する傾向は見られない。国際通貨基金は2500万オンスの金を処分する4か年計画の1還として、本年6月にその金準備金の1部を競売すると決定したが、そのことはむしろ金価格のより一層の低下を示すものである。<sup>26)</sup> もしそうなれば、南アフリカは今まで以上に海外からの資本投入に依存せざるをえなくなるであろう。

スタンダード銀行によれば、昨年、「国際収支をささえるためにインフレ融資や巨大な短期外国借款にたより、深刻な不景気はかろうじて避けられた。」銀行の報告によると、海外からの資本は記録的な赤字をうめあわせる額以上であった。<sup>27)</sup> 正常な状態のもとに、その巨大な開発プログラムを実施してゆくためには、年間10億ランドの外国資本の流入を南アフリカ経済は必要とする。もし不景気が続き、金の価格が再び下がれば、南アフリカが必要とする額は非常に高くなるであろう。<sup>28)</sup>

しかし、南アフリカが必要な資本を今後も海外で調達し続けうるかはまったく疑問である。今年2月、南アフリカ政府は高利率にもかかわらず2500万ドルをユーロボンド市場で調達することができなかった。<sup>29)</sup> 何人かのヨーロッパやアメリカの投資家は、スイス・ユニオン銀行（それまでスイス市場で南アフリカ借款促進のリーダーであった）も含め、「パニック」状態の売りで、南アフリカの持ち株や債券を処分したと伝えられた。<sup>30)</sup> ヨハネスブルグのファイナンシャル・メール紙は、次のようにのべている。

「ユーロボンド市場での南アフリカの信用は、きびしくたたかれている。ほとんどすべての南アフリカの発行は暴落している。それは、神経質な投資家が、モザンビークやアンゴラでの政治情勢の悪化を懸念して、南アフリカの手形を投げ売りにしているからである。」

それにもかかわらず、南アフリカは今年3月、電力供給委員会やリチャーズ・ベイ鉱業精練コンプレックスのために総額3億5000万ドルの借款を行なうことができた。もっとも他の借用者よりも条件がきびしく、また高い利子を払わなければならない。フィナンシャル・メール紙によると、南アフリカがこうした借款を確保できた主な理由は、「借款投資家は一般に南アフリカの政情不安を大きく割引きした洗練された銀行家である」<sup>32)</sup>からであった。

しかし、興味深いことに、双方の借款は、これまでのヨーロッパの銀行によってではなく、アメリカの銀行（エスコム借款はイギリスの銀行を含んでいた）によって行なわれた。最近のはげしい借款によって、多くのヨーロッパ系銀行は対南アフリカ借款に対する限界近くまできていたように思われる。さらに現在の政治的、経済的情勢にかんがみて、彼らはそうした限界を拡大する意思がないと報道されている。<sup>33)</sup> こうした理由から多くのアメリカ系銀行が新たに関与するようになった。しかし、銀行キャンペーンによる圧力から、これらのアメリカ系銀行も最近では南アフリカに金を貸すことに用心するようになった。

南アフリカは、その産業を開発し、輸出を伸ばすために、外国供与の借款や信用以外にも直接的な外国投資を心から必要としている。南アフリカ政府や企業が最近着手した巨大な開発プロジェクトでは、海外からの資本をはじめ、設備、技術、専門知識などを必要としている。いくつかのプロジェクトは、その主要貿易相手国に対する戦略鉱物資源の供給者としての可能性を開発することを目的としており、ドイツ連邦共和国、アメリカ、フランス、イタリア、日本と長期購入協定を結ぶものと考えられる。それと同時に、南アフリカが明らかに望んでいることは、南アフリカの鉱工業の開発に大きな利害関係をもつ主要貿易相手国が、必要な場合には政権の防衛に力を貸してくれることである。<sup>34)</sup> アフリカ南部の事件に対する最近の事件や南アフリカの不景気が進んでいることから、アパルトヘイト政権の経済的、政治的「安定」に対する投資家の信頼は、大分ゆれてきている。

たとえば、ゼネラル・モーターズ社の会長は、最近南アフリカを訪問し、フォルスター首相をはじめ、その他の閣僚に会ったが、その時彼はアフリカ南部にみられる事態の発展にかんがみて、南アフリカに対する同社の投資の将来性について自分の懸念をはっきりと表明した。<sup>35)</sup> スウェーデンの自動車製造会社で

であるボルボは、経済情勢の悪化から南アフリカでの営業を閉鎖してしまった。南アフリカの経済に大きな利害関係をもつ他の企業がアパルトヘイト政権の将来に対して信頼を失うか否かは、アフリカ南部での将来の出来事や関係国政府がとる立場、一般市民の圧力の力にかかっている。

### Ⅲ. 結論と勧告

国連によるアピールや南アフリカとの協力反対の一般市民キャンペーンにもかかわらず、南アフリカの主要貿易相手国はそうした協力を強化し続けてきた。イギリスや西ドイツ、アメリカ、フランスによる投資は、1975年初めまでに56億5000万ランドにまで増えた。<sup>36)</sup> 多くの主要企業が南アフリカでの営業を大中に拡大する計画を最近発表した。それによって対南アフリカ投資総額はさらに増えるであろう。アパルトヘイト特別委員会がその報告の中でたびたび警告してきたように、南アフリカとの協力増大によって、南アの仲間は現状の恒久化を助けているのである。したがって、キャンペーンは国連やアフリカ統一機構、アパルトヘイト反対の政府をはじめ、西欧諸国の一般組織などを通してさらに拡大されなければならない。

さらに、ポルトガル植民地主義者のアフリカ撤退以来生まれてきた新たな事態や南アフリカのアンゴラ侵略の失敗、これらの要素は将来の戦略行動を進展させるうえで、慎重に評価されなければならない。

これまで述べてきたように、主要貿易相手国がアパルトヘイト政権に対する経済的、財政的支援を実質的に増やさないかぎり、南アフリカの経済情勢はさらに悪化することは明らかである。しかし、アフリカ南部の解放闘争が新しい段階に達したことから、貿易相手国の支援は純然たる経済的見地から決定されるのではなく、南アフリカのための政治的理由から行なわれるようになるであろう。国連やアパルトヘイト・人種主義反対者に課せられた任務は、そうしたコミットメントを阻止することである。

南アフリカとの経済協力反対キャンペーンは、アパルトヘイト政権支持に対する反対運動の一環として強化されなければならない。とくに、アパルトヘイト政権のもっとも傷つきやすいところに圧力をかけ、経済的に弱体化させな

ればならない。これまで国際運動の対象となった3つの分野を明らかにしてきた。すなわち、借款と信用の供与、南アフリカの資本拡大計画への参加、南アフリカ産原料の購入協定の締結である。第4番目の非常に重要な経済協力は、南アフリカへの石油の供給である。これに対しては強力なキャンペーンを展開させなければならない。石油に関しては南アフリカはほとんど全面的に外部の資源に依存している。したがって、これはまさにボイコット運動がその効果を発揮しうる分野なのである。そのためには2,3の産油国による行動と限られた数の石油会社に効果的な圧力をかけることが必要である。

南アフリカとの経済協力反対のより広いキャンペーンにとってまず必要なことは、アパルトヘイト政権との取引きを暴露し、その衆知を徹底させるとともに、この解放闘争の段階で、その政権に対するいかなる援助にも反対する世論を動員することである。

南アフリカで営業する外国企業は、まぎれもなく道徳的議論にはまったく反応を示さないので、キャンペーンは同政権の経済、政治情勢がますます不安となっていており、その協力者が報復される可能性があることを強調すべきである。

多くの企業は、南アフリカの力による「安定」とアパルトヘイト政権に対して1つの賭けをしてきた。しかし、アフリカ南部一帯の情勢が急速に変ってきているので、もし自由かつ独立アフリカ南部諸国との取引きを続けてゆくつもりであるならば、その政権に対する支持をやめるのが得策であることを理解させなければならない。

キャンペーンはその目標を慎重に選び、できるだけそれぞれのキャンペーンの調整をはからなければならない。近年南アフリカに多大の投資を行ってきた銀行や企業、とくに南アフリカの現在の産業拡大プロジェクトに参加している銀行や企業にキャンペーンを集中させなければならない。キャンペーンの第1の目的は、南アフリカへの新規資本の流入を阻止または少なくとも減少させることである。このことは恐らく、取引きの解約を求めるよりも現段階では重要である。というのは、現在の不景気でアパルトヘイト経済は新しい資本をもっとも必要としているからである。

キャンペーンのもう1つの目標は、南アフリカと原料購入の長期協定を結ぶ

企業で、キャンペーンは、これから結ぼうとする新規契約を阻止しなければならない。その理由は、南アフリカは国際収支を再調整し、その開発計画の有効性を確保するために、安定した輸出先を作る必要があるからである。

第3に、キャンペーンは南アフリカの石油供給源を切断することを目的としなければならない。総会決議3411G(XXX)に従って、現在石油を南アフリカに運んでいる国の政府に働きかけるばかりでなく、精練者や石油製品の販売者として、また石油の探鉱者として、また石油の輸送者として南アフリカで営業を続けるすべての石油会社に対してもキャンペーンを行わなければならない。

南アフリカとの経済協力反対キャンペーンは、前述の3つの側面を強調しつつ、国連やアフリカ統一機構(OAU)、アラブ連盟、その他の政府間機関、非政府機関による密接な協力を通して行なうことが必要である。

## Footnote

1) See Kader and Louise Asmal, "Anti-Apartheid Movements in Western Europe," United Nations Unit on Apartheid, "Notes and Documents," No. 4/74, March 1974.

2) UMW Journal, Vol. LXXXV, No. 12, 1-15 June, 1974; The Star, Johannesburg, 27 August 1974; Financial Mail, Johannesburg, 15 November 1974; Harvard Law Record, Vol. 60, No. 3, 14 February 1975.

3) The sugar quota was terminated in 1974 (along with that of several other countries) when the Sugar Act was not renewed by the United States Congress. ("African Update", July-August 1974.)

4) Kader and Louise Asmal, op. cit.

5) The reform vs. disinvestment debate is summarized in Church Investments, Corporations and South Africa, by the Corporate Information Centre, National Council of Churches. New York, 1973.

6) United Nations Unit on Apartheid, "Notes and Documents", No. 6/73, March 1973.

7) See, for instance, the reports of the Church Project on United States Investment in Southern Africa, New York; "Investment in Southern Africa", published by the British Council of Churches, London, April 1973; The Times, London, 10 November 1973; The Guardian, London, 10 November 1973.

8) For example, hearings on IBM were held by the National Council of Churches in the United States of America, in New York, in November 1974, and on IBM, Control Data, ITT, and Motorola by the Council of Churches of Greater Washington in April 1975. These then led to stockholder action against IBM and to action in the Washington, D.C. City Council on IBM and the other corporations.

9) Some of the universities which experienced student campaigns were: Oxford, Manchester, Leeds, Lancaster, Edinburgh, Wales and St. Mary's College in the United Kingdom; Princeton, Columbia, Harvard, Cornell, Rutgers and California in the United States of America.

10) For some British organizations, see list published by the Anti-Apartheid Movement in August 1973.

11) In the United States, the town council of Gary, Indiana, recently decided to cease all dealings with IBM, Motorola, Control Data and ITT. A resolution to the same effect is pending in the District of Columbia City Council. (See Unit on Apartheid "Notes and Documents" No. 24/75, July 1975.)

12) On the results of the campaign, see Erik P. Eckholm, "Polaroid's Experiment in South Africa", Unit on Apartheid, March 1972.

13) See Anti-Apartheid Movement, Netherlands, "Actions against ESTEL investment plans in South Africa", April 1975.

14) See "Involvement of foreign economic interests in South Africa's industrial development projects, United Nations Unit on Apartheid, Notes and Documents, No. 35/75, November 1975; Sechaba, Special Issue, "The nuclear conspiracy - FRG collaborates to strengthen Apartheid" Vol.9, No. 11/12, November-December 1975; Anti-Apartheid Movement, Netherlands, op.cit.

15) For a detailed description of the campaign, see American Committee on Africa, "A summary report on the bank campaign against the consortium loan to South Africa." (Undated)

16) Corporate Information Centre of the National Council of Churches, New York, "The Frankfurt Documents: Secret Bank Loans to the South African Government", July 1973. In the case of Japan, the loan was by a Japanese-owned bank based in London.

17) American Committee on Africa, New York "Stop Banking on Apartheid" (Undated)

18) World Council of Churches, Programme Unit on Justice and Service, Commission on the Programme to Combat Racism, Geneva, circular letter, October 1974. The WCC had been active in opposition to banking connections with South Africa since 1972, when it decided to withdraw its funds from banks with direct operations in South Africa. It had also commissioned an important study on the role of banks in the apartheid economy published by the Programme to Combat Racism in 1972 under the title "Business as Usual - International Banking in South Africa."

19) The Guardian, London, 5 and 26 April 1974. A campaign against Barclays Bank, the largest Bank in South Africa, has been conducted by various groups in the United Kingdom since the last 1960s.

20) The Star, Johannesburg, 11 September 1974.

21) Interfaith Center on Corporate Responsibility, New York, circular letter, 16 June 1975.

22) South African Reserve Bank, Quarterly Bulletin, December 1975; Standard Bank Review, Johannesburg, April 1976; The Guardian, London, 27 January 1976.

23) According to IMF statistics, the difference between imports and exports grew from \$1,391 million in 1970 to \$2,310 million in 1974. See also South African Digest, Pretoria, 20 February 1976; Rand Daily Mail, Johannesburg, 1 April 1976.

24) Standard Bank Review, Johannesburg, January and April 1976.

25) The Guardian, London, 27 January 1976.

26) New York Times, 6 May 1976; Standard Bank Review, Johannesburg, February 1976.

- 27) Standard Bank Review, Johannesburg, January and April 1976.
- 28) The Guardian, London, 27 January 1976.
- 29) Financial Mail, Johannesburg, 6 February 1976.
- 30) The Star, Johannesburg, weekly airmail edition, 28 February and 6 March 1976.
- 31) Financial Mail, Johannesburg, 12 March 1976.
- 32) Ibid., 6 February 1976.
- 33) Financial Mail, Johannesburg, 21 November 1975 and 12 March 1976; The Star, Johannesburg, weekly airmail edition, 20 December 1975, 28 February and 13 March 1976.
- 34) For a detailed description of some of the main projects, see United Nations Unit on Apartheid, Notes and Documents, No. 35/75, op. cit.
- 35) Rand Daily Mail, Johannesburg, 11 December 1975.
- 36) The Star, Johannesburg, weekly airmail edition, 15 February 1975.

# 南アフリカのアパルトヘイト撤廃と 解放闘争支援に関する国際セミナー

(ハバナ, 1976年5月24日～28日)

## 宣言と行動計画

以下は、1976年5月28日、アパルトヘイト特別委員会がアフリカ統一機構（OAU）との協議のもとにハバナで開催した「南アフリカのアパルトヘイト撤廃と解放闘争支援に関する国際セミナー」の最終会議で採択された宣言と行動計画の訳文である。

### 1. 宣 言

各国政府および政府間機関、非政府機関の代表の参加のもとに、国連アパルトヘイト特別委員会によって組織された国際セミナーは、白人少数政権のますます強まる残念な仕打ちにもかかわらず、アパルトヘイト制度打倒のために新たな決意をもって勇敢な闘争を続ける南アフリカ人民へ挨拶と連帯とを送る。FRELIMOおよびアンゴラ人民解放運動の指導による勇ましい闘争によってモザンビークおよびアンゴラは解放された。それによってアフリカ南部において新たな戦略的、政治的情勢が作り出されるとともに、近い将来にジンバブウェ、ナミビア、南アフリカが解放される可能性が開かれた。南アフリカのアパルトヘイト政権およびその同盟国の侵略軍に対するアンゴラ人民の決定的勝利は、解放運動に新たな教示とはずみとを与えた。プレトリア政権はアパルトヘイト権力体制の生存がますます脅やかれてきたことを認識するようになった。その結果、アフリカ人民の弾圧は強化され、その侵略的な軍事能力は拡大された。

アフリカ南部においては、交戦状態が広がるのをわれわれは目撃してきた。南アフリカの巨大な軍事力の増強と独立アフリカ国家に対する侵略的姿勢、アンゴラ侵略と急速なナミビアの軍事化、非合法的スミス政権の支援、これらはすべてその地域において平和と安全への明白な脅威となっている。主要西欧諸国との軍事統合の増大および南大西洋およびインド洋海域における西側の総合的戦略で南アフリカに与えられた新たな役割は、世界の平和と安全に対する重大な脅威となっている。

白人少数政権の非妥協的態度および残忍な政策からアフリカ南部における解放運動が、武力闘争に訴えざるをえないことをセミナーは認める。また、アフリ

かの解放運動はそれぞれの地域における状態にてらして闘争の手段を決定し、かつ国際的連帯を求め、受ける権利を有することを再確認する。圧制者の暴力およびテロ行為が増強しているにもかかわらず、解放運動は平和的手段によって闘うべきだとする人種主義政権、およびその友好国ならびに同盟国の主張をセミナーは拒否する。

アフリカにおける人種主義および植民地主義の軍隊に抵抗する解放運動に最近重要な前進が見られたことを白人少数政権は認め、新たなイニシアチブをとって外部からの援助を求め、確保している。主要西欧諸国——とくにアメリカ、イギリス、ドイツ連邦共和国、フランス——は、南アフリカとの政治的、経済的、軍事的協力を強化させているばかりでなく、アパルトヘイト政権の維持を助けている。しかし、こうした南アフリカの伝統的な商取り引き国からの支援が増大しているにしても、それはアパルトヘイト政権の直面する危機が広がるのを停止させることはできないであろう。

セミナーは、南アフリカの人種主義政権とイスラエルとの間の軍事的、政治的、経済的協力の増大を非難する。プレトリア政権のB. J. ホルスター首相が最近行なったイスラエルの公式訪問によってその協力はさらに強化された。プレトリア政権は、その存続をはかるため絶望的試みを行なっている。アフリカや世界の世論を省りみることなく、新しい威嚇的な同盟関係を樹立すべくイスラエル、パラグアイ、ウルグアイ、チリのような国々との特別な連携を練りあげようとしている。アパルトヘイトとのいかなる同盟もすべての自由愛好国政府や人民の率直な非難および敵意を誘発することになるろう、とセミナーは南アフリカとの実際の同盟国および潜在的同盟国に対して警告する。

プレトリア政権は、国内の抵抗と国際的圧力をかわすために、1976年10月、その軽べつすべきバンツースタン政策の一還としてトランスカイにごまかしの独立を与える計画である。セミナーはこの政治的欺瞞を拒否し、すべての国も同様のことを行ない、いかなる形であれトランスカイ当局も含めたアパルトヘイト機関を承認することを否定し、かつそれとの接触を控えるよう要請する。また、南アフリカ政権のアパルトヘイト制度の実施を直接助けるために、いわゆる部族別の「ホームランド」に対する投資を計画中の国々および各国企業を非難する。

セミナーは、すべての国の政府および人民に対し、人種主義および植民地主義の全面的撤廃を目指して闘うアフリカ南部の民族解放運動に全面的支援を与え、かつ人種主義政権とのすべての軍事的、経済的、その他の協力を終らせるよう要請する。セミナーは、アパルトヘイトは人類に対する犯罪であり、国際社会はその犯罪を抑え、処罰する義務を有するものと宣言する。

南アフリカへの武器供与およびアパルトヘイト政権との軍事協力は、いかなる形のものであれ、南アフリカ人民やアフリカ統一機構ばかりでなく、国際連合および国際社会に対する敵対行為である。

プレトリア政権との協力で南アフリカ人民の搾取に参加し、かつ人種主義者の軍事力、経済力の強化を助ける多国籍企業およびその他の経済権益は、アパルトヘイト罪の共犯者である。

セミナーは、アフリカの民族解放運動に計り知れない精神的、政治的、物質的援助を与えてきたアフリカ諸国、社会主義国、非同盟諸国、その他の国々を称賛する。すべての国の政府および人民は、解放運動を助ける義務を有する。解放運動は、白人少数政権を打倒する合法的闘争に対して、国際社会から全面的支援を受ける権利を有する。

国連およびOAUの決議に従って白人少数政権に対して断固たる立場をとってきたアフリカの最前線諸国は、すべての自由愛好諸国や人民によってその必要とする経済的、その他の援助を与えられなければならない。解放運動を助ける国々に攻撃を加えることは、国際社会に対して攻撃を加えることである、とセミナーは宣言する。これらの国々は、人種主義者の侵略に対し、あらゆる必要な国際的支援を求め、かつそれを受ける権利を有する。

セミナーは、アフリカの全面的解放を目指した闘争の重大かつ最終的段階にあるアフリカ南部の解放運動を支援するため、共同一致の国際行動に参加するようすべての国の政府、機関、人民に要請する。

## 2. 行 動 計 画

### 序 文

1. 南アフリカの長く困難な闘争が——アフリカや世界の解放が進み、かつ

南アフリカ人民の断固たる抵抗によって——最終的かつ重大な段階に到達した今日、被抑圧人民とその解放運動が自由、人間の尊厳、民族の解放に対する不可譲の権利を獲得できるように助ける義務を国際社会は有する。

2. 総会は、国連創立30周年に採択された決議3411（XXX）において、国際連合と国際社会は南アフリカの被抑圧人民とその解放運動およびアパルトヘイト反対闘争の故に投獄、行動制限、もしくは追放の刑にある人々に対して特別の責任を有するものである、と宣言した。そして、あらゆる手段を通して南アフリカにおけるアパルトヘイトを早急に根絶し、かつ南アフリカ人民を解放することに専心する決意を改めてのべたのであった。

3. 南アフリカ人民が自由と人間の尊厳のために行なった貴重な貢献を認めて国際社会が与えたこの厳粛なる誓約は、国連とその専門機関、アフリカ統一機構、非同盟運動、アラブ連盟、英連邦およびその他すべての世界の人民の非政府機関によって効果的行動に移し変えられなければならない、とセミナーは考える。

4. この目的に向って、この国際セミナーの参加者は、以下の行動計画を採択し、それをすべての自由愛好国政府および人民に推しようする。

## I. 武器の禁輸

5. 南アフリカの巨大な兵器庫建設に協力してきた国々は、その結果による南アフリカの傲慢かつ暴力的な軍事力の利用について責任を有するものとセミナーは認める。この分野における南アフリカの同盟国——およびとくにフランス、イギリス、アメリカ、ドイツ連邦共和国、イタリア——は、南アフリカが国内で多くの武器を製造できるように助けてきたばかりでなく、南アフリカがその武器を他の国々へ輸出できるように助けてきた。

6. 主要北大西洋条約機構（NATO）諸国は、南アフリカとの軍事協力を増大させているばかりか、その総合的な戦略計画における南アフリカの役割をますます重視するようになった。NATOは、また、南アフリカがNATO在庫表示システム（予備部品及び装備）のような技術施設を利用できるようにした主要責任を負うものである。

7. 南アフリカは、また、イスラエルおよびその他の国々と新たな軍事関係

を作り出した。本年初めにおける南アフリカ首相のイスラエル訪問は、イスラエルと南アフリカとの間に作られつゝあった軍事関係を一層近密にしたばかりでなく、アフリカ大陸および中東の平和と安全に大きな影響をもつものである。セミナーは、そうした軍事その他の協力が増大することを非難する。

8. セミナーは、南アフリカとチリのようなラテン・アメリカの抑圧政権との軍事関係が増大していることに留意し、それを非難した。

9. 南アフリカとその同盟国との間には武器供与の他にも、巨大なノウハウおよび技術の移転が行なわれている。南アフリカとある西欧諸国との間で行なわれる科学者の往来もこうした発展に含まれる。セミナーは大学およびその他の研究所に対し、国際社会に対する責任を自覚し、南アフリカがこれ以上この分野での専門技術を入手できないようにするよう訴える。

10. 西欧諸国と南アフリカとの核協力の大きさ、なかんずくドイツ連邦共和国、オランダ、アメリカがプレトリア政権にその核能力を増大させる設備および技術を提供する中心的役割を果たしていることにセミナーは驚きをもって留意した。南アフリカは今や初期の核保有国であり、南アフリカとの核協力に従事した国々はそうした協力を終らせなければならない。

11. 南アフリカは、フランスがあたかも自国のミサイル体系のように推進しているクロティル・ミサイル体系の研究と開発に責任がある。セミナーは、このミサイル体系を購入しないようすべての国に要請する。さらに、非同盟諸国およびその他の国々に対し、南アフリカに軍事設備を提供する軍需産業や国から武器を購入しないため、いかなる共同措置をとりうるかを検討するよう要請する。

12. 現情勢においてもっとも必要なことは、安全保障理事会が1963年に規定した武器禁輸が国連憲章第7章のもとに強制的なものとなり、かつその禁輸を監視する効果的機関が設置されることである。とくに、強制的武器禁輸は、その範囲を包括的なものとし、武器製造のためのライセンスやパテント、南アフリカに対する技術もしくは軍事情報の移転、それに南アフリカに対する間接的軍事設備の供給をはかるための第3国利用なども含まれなければならない。また、南アフリカ国内で利用される武器および軍事設備の輸入に対しても全面的禁止の制裁が加えられなければならない。強制的禁輸の決定は、南アフリカと

のあらゆる形の軍事，安全保障の協力を禁止しなければならない。

13. 反アパルトヘイト運動およびその他の非政府機関は，労働組合との協議によって，南アフリカへの武器注文を扱わず，また自己の良心に従って，南アフリカでその軍隊および保安部隊が利用する武器もしくはその他のプロジェクトの注文のために働くことを拒否するよう労働者に要求すべきである。

## II. 経済協力

14. セミナーは，南アフリカに対する外国企業，とくにイギリス，アメリカ，日本，ドイツ連邦共和国，フランス，ベルギー，イランの投資が大巾に増えていることに留意する。南アフリカに対する外国投資総額は，今や110億ドル近くにも達する。外国投資は，南アフリカ経済をささえ，投資国と南アフリカとのリンクを増大させる主要な役割を果たしている。それは南アフリカ経済の未来を救済する重要な役割を果たしている。南アフリカ産業への投資，借款の供与および南アフリカからの原料購入に関する協定の取決めは，3つのもっとも重要な経済協力の形を構成している。

15. アメリカおよびヨーロッパにおける銀行国際借款団およびヨーロッパ通貨市場は，各国政府，非政府機関および個人からの圧力によって，南アフリカにおける国家もしくは半官半民間機関への借款供与を控えるようにとの解放運動の要請に注意を払うようにさせなければならない。南アフリカの防衛予算，アパルトヘイト社会固有の不安定，解放運動の力の増大，こうしたことは明らかにそうした企業に対する警告を行なう必要を反映するものである。もし銀行や類似の機関が人種主義南アフリカ政権との協力をがん強に続けようとするのであれば，解放運動はそうした協力企業に対して適切な措置をとる権利を有する。彼らは解放運動，現政権のいずれかを選ばなければならない。

16. セミナーは，バンツースタン近くの国境産業もしくはバンツースタンそのものに投資する多国籍企業の活動を挫折させる最大の反対運動を進めるよう要請する。セミナーは，これらのバンツースタンに対する最近の投資計画すべてを非難し，とくにシーグラム・コーポレーションに対しては提案中の何百万ドルもするプロジェクトを撤回すること，コンネコットに対してはクワズールー・バンツースタンに隣接する鉱業協会から手を引くよう要請する。

17. アメリカのゼネラル・エレクトリック社による南アフリカへ2基の原子炉販売の提案に対しては、最大限の国際的反対を示さなければならない。報道されたようなそうした「商業ペースによる」販売は、南アフリカの経済の強化につながるばかりでなく、軍事的重要性をもつものである。何故ならば、原子力発電の過程において生じる福産物は、核兵器の製造に役立つからである。さらに、南アフリカとドイツ連邦共和国のような他の国々との間のプルトニウム濃縮取決めはすべてやめさせられなければならない。セミナーは、米政府、その規制機関および米国会に対し南アフリカへこれらの原子炉の販売を禁止するよう訴える。

18. セミナーは、南アフリカにおける多国籍企業の協力を強調するために株主としての権限を利用する労働組合、教会およびその他の機関の役割を推しよめる。そうした企業のボイコットは、反アパルトヘイト諸団体の間の調整をよくすることによってさらに強化されるにちがいない。

19. アングロ・アメリカン・コーポレーションのような南アフリカ合併会社は、ヨーロッパ経済共同体での基盤を築くための努力をますます強化している。セミナーは、共同体に対し、共同体内における利権を南アフリカに与えることを拒否することによって、アパルトヘイト制南アフリカに対する反対を表明し、さらに国家レベルで南アフリカが共同体からいかなる援助も受けられないように必要な措置をとるよう訴える。

20. ロスマンズやアングロ・アメリカン・コーポレーションのような南アフリカの企業は、他の国々の経済ではいかなる役割をも得られないようにしなければならない。そうした多国籍企業に対する南アフリカ資本の役割を強調する運動を、セミナーは推しよめる。

21. 南アフリカは、多くのラテン・アメリカ諸国に対する主要資本輸出国となった。ブラジル、チリ、パラグアイ、ウルグアイのような国々においては、経済的リンクは軍事的、外交的リンクへと発展している。ラテン・アメリカの各地に支援委員会を設置し、それらの国々の協力の範囲に一般の注意を喚起させるとともに、協力反対の運動を展開させることによってそうしたリンクに反対すべきだとの提案をセミナーは強く支持する。

22. セミナーは、アパルトヘイト特別委員会およびOAUがチリやパラグアイ

イ、ウルグアイと南アフリカ政権との間の関係、とくに軍事、経済分野での関係について効果的行動を勧告する目的で十分な研究を行なうよう勧告する。

### Ⅲ. 労働組合運動

23. セミナーは、アパルトヘイト特別委員会とOAUとの協力で組織された第1回アパルトヘイト反対労働組合国際会議（1973年）の功績を想起する。その会議は、なかならず、南アフリカの人種主義反対運動、南アフリカとの軍事関係および労働者の採用反対、南アフリカ出入国の航空機、船舶、貨物および郵便物の反対行動、アフリカ人労働組合の承認、すべての政治犯および労働組合員の釈放、および解放運動に対する支援を勧告したのであった。

24. セミナーは、アパルトヘイト特別委員会に対し、アパルトヘイト反対労働組合国際会議準備委員会および解放運動とともにできるだけ早く会議を開き、労働組合の行動を再審査し、とくに南アフリカへの移住に関連した今後の行動を計画するよう要請する。

25. 特別委員会の代表は、OAUおよび労働組合調整・アパルトヘイト反対行動アフリカ委員会の代表をはじめ、南アフリカ解放運動の代表とともに、南アフリカとの主要貿易相手国の首都を訪問し、労働組合および専門機関との協議を行ない、彼らに効果的なアパルトヘイト反対行動をとるよう奨励すべきである。

26. セミナーは、精神的疾患に苦しんでいるとの口実のもとに何千という労働者を南アフリカ内にある収容所に送り、重労働や残忍な処遇を加える制度を非難する。これらの労働者は、警官の声明によるだけで、その余生を労働キャンプで送ることになると報道されている。

27. 南アフリカの人種主義政権は、南アフリカの隣接国から採用された移住労働に大きく依存している。すべての国連加盟国は、これらの国々が対南アフリカ・マンパワーの流出阻止のために求める援助を同情的に検討するよう勧告する。

### Ⅳ. 南アフリカの宣伝

28. 南アフリカ政権は、国内的にまた対外的に、その政策に対する反対が強

まってきたことから、主に西欧諸国とその人民を対象とした宣伝運動をさらに強化してきた。公的機関の他にも、南アフリカ財団、クラブ・オブ・テン、スポーツ公正委員会、外交政策協会のような民間の「前線」団体が、アパルトヘイトの宣伝のために利用されている。

29. セミナーは、人種主義南アフリカ政権の宣伝に対抗する反アパルトヘイト運動の努力を歓迎するとともに、国連およびその加盟国に対し、これに関する彼らの活動を増大させるために、そうした反アパルトヘイト運動をはじめ解放運動に対して適切な資源を提供するよう要請する。

30. セミナーは、ラテン・アメリカのように現在何もない地域に反アパルトヘイト機関を設置する必要を認める。セミナーは、反アパルトヘイト運動に対し、その調整を改善し、かつ解放運動やOAUをはじめ、すべての適切な機関に事態の発展に関する情報を提供するよう要請する。

31. すべての西欧諸国における南アフリカ支持ロビーに対して活発な反対運動を打ち出さなければならない。そのため、企業、軍事将校、大学スタッフ、文化交流の参加者で西欧諸国のアパルトヘイト反対運動を妨害すべくその影響力を行使している協力者に関して、早急に研究を開始しなければならない。

32. 南アフリカからのニュースの取扱いによって西欧諸国の一般大衆の世論をつくり、また解放運動の活動を報道するマスコミ、とくに通信社の役割については、行動をとることを目的に緊急に研究する必要がある。そのニュース源や南アフリカ政権の見解がどの程度強調されているかについては、とくに注意を払わなければならない。

33. 南アフリカ政権によるバンツースタン問題の利用や来たるべきトランスカイの「独立」には直ちに特別の注意を払わなければならない。各国政府や世界の世論が南アフリカの領土保全を維持し、南アフリカ政権が計画中的の見せかけの自治と独立を拒否するようにするために、あらゆる試みが行なわなければならない。バンツースタン問題に関する活動は適宜組織されなければならない。世界の世論はこの問題に関するOAUや国連の決定についてよく知らさなければならない。とくに、南アフリカの人種主義政権は非合法的であって、南アフリカ人民を代表する権利をもたず、また民族解放運動が南アフリカ人民の圧倒

の多数の真正の代表であると総会が決定したことにセミナーは留意する。

34. 西欧諸国の反アパルトヘイト運動および非政府機関による広範にわたるボイコットを進め、拡大して、もし、南アフリカからの分離の必要に注意を喚起し、かつこれらの国々における世論の教育をはかることをセミナーは勧告する。この目的のために、作家、俳優、その他の著名人がアパルトヘイトが実施されているかぎり書いたり、演じたりしないことをはじめ、自分達の作品が南アフリカで利用されることをも許さないと宣言することが推しようされよう。そうした個人によるボイコットは、南アフリカにおけるすべてのアパルトヘイト機関のボイコットを補足するものでなければならない。

35. 国連事務局におけるアパルトヘイト・センターの作業をさらに発展させなければならない。国連は一般配布用に一般大衆を対象とした魅力的な刊行物を多くの言語で発行しなければならない。

36. 国連はアパルトヘイト・センターにより一層の支援を与え、南アフリカ解放運動の文書や政府、各種団体のアパルトヘイト反対運動を効果的に宣伝できるようにしなければならない。また、アパルトヘイト・センターの活動を強化し、かつ他の適切な方法でセンターと協力できるように、各国政府は国連アパルトヘイト宣伝信託基金へ拠出するよう奨励されなければならない。

37. セミナーは、南アフリカ向け放送局を設置する必要を認め、国連に必要な措置をとってこれを実行に移すよう要請する。

38. セミナーは、レソトに国連広報センターを設置するようにとのレソト政府の申し出を歓迎する。アフリカ南部における他の国々においても同様の広報センターを設立する可能性を検討すべきである。

## V. アパルトヘイトとスポーツ

39. セミナーは、南アフリカ国内においてスポーツにおける人種主義反対運動を行なっているスポーツマンの勇敢かつ勇ましい態度にあいさつを送る。

40. セミナーは、南アフリカがオリンピック憲章の規定する原則を犯してアパルトヘイト政策を続けるかぎり、南アフリカを競技大会から孤立させようと努力を続けてきたアフリカのスポーツ最高協議会、南アフリカ非人種主義オリンピック委員会の活動や行動を推しようする。

41. セミナーは、国連総会はスポーツにおけるアパルトヘイトに関する国際規約を作成すべきだとのミカエル・マンレイ・ジャマイカ首相の提案を推しよ  
うする。そうした規約は、そのメンバーが集団または個人で南アフリカのスポ  
ーツ活動に参加する運動チームや団体、または南アフリカのチームに対して国  
家が制裁を加える義務をもつことをきめるものである。制裁には、以下の点が  
含まれる。

(1) そうしたチームまたは個人に対し財政援助または物資の提供を拒否す  
る。

(2) そうしたチームまたは個人による国立運動施設の利用を禁止する。

(3) そうしたチームまたは個人に対する国内のスポーツの榮譽の授与を拒否  
または撤回する。

(4) とくに南アフリカでの参加を排除しないすべてのプロ・スポーツ契約を  
自動的に無効とする。

(5) その規約の一部としてこの条約を採択しない国内のスポーツ団体をこの  
条約当事国が承認しない。

条約が採択されるまで、これらの原則は国家や政府に対するセミナー宣言と  
してセミナーが勧告する。

42. セミナーは、国内のラグビー・チームが本年後半南アフリカへ遠征する  
ことを許可する意向であるニュージーランドに反対する行動を求めたアフリカ  
・スポーツ最高協議会の要請に留意する。セミナーは、南アフリカとのいかな  
るスポーツ交歓試合をも即時中止するようニュージーランドに要請する。また、  
すべての国の政府および団体に対しこの呼びかけを支持するよう要請する。も  
しニュージーランドがこれらの線にそった行動をとらなければ、ニュージーラ  
ンドはアパルトヘイト・スポーツとの協力に反対する国際行動をすべての国や  
団体から受けることになる。

43. セミナーは、南アフリカで開かれるいわゆる多人数種混合試合に参加し、  
または南アフリカ政権による全費用負担のもとに南アフリカへ選手を派遣する  
国やそれに参加するスポーツ選手を非難する。外部の世界とのスポーツ交歓を  
希望するバンスターンのいかなる試みも反対されなければならない。

44. セミナーは、人種主義南アフリカの除名や資格停止をきめるスポーツ規

約を称賛する。国際的足がかりを得ようとするいかなる試みも反対されなければならない。南アフリカがオリンピック開催中にモンテリオールに「ホスピタリティ・センター」を設置しようとする計画は、オリンピックそのものに重大な影響を及ぼすものであった。そうしたセンターは白人南アフリカのための宣伝の手段となるものであったからである。

45. 南アフリカ国内の非人種スポーツ機関を真正のスポーツ機関と認め、かつ南アフリカ・スポーツ協議会を南アフリカの代表機関として認める決定を支持するよう運動選手その他に要請する。ナミビアおよびジンバブウェの人民に強力な支援を与え、彼らがそれぞれの国内で独立のスポーツ機関を設立し、国際スポーツ社会で正当な地位を占めることができるようにしなければならない。

## VI. ナミビア

46. 国際社会は——ナミビア人民の真の代表として認められた——南西アフリカ人民機構による正当な独立闘争を助けて、南アフリカの非合法的ナミビア統治を排除するために明確かつ効果的行動を取らなければならない。

47. 1976年10月26日にあたる南アフリカのナミビア委任統治廃止10周年は、SWAPOおよびSWAPOの解放闘争を支持する運動との十分な連帯のうちに、全世界で記念されなければならない。

48. セミナーは、ナミビアの不法占領を続けるプレトリア政権による残忍行為の増大、とくに多くのナミビア人の逮捕と拘禁とを非難する。非合法裁判による死刑執行は国際犯罪を構成するものであるとの警告をプレトリア政権に与えなければならない。

49. 国際連合、政府間機関および非政府機関は現在南アフリカ当局の指示と支配のもとにナミビアで開かれているいわゆる制憲会議を拒否するSWAPOを支持すべきであることをセミナーは勧告する。国際連合もしくは国際連合の監督および管理のもとに選ばれた政府以外の機関に政府の権能を移転する試みも、拒否されなければならない。

50. セミナーは、国連の種々の決定を無視してナミビアで営業を続ける多国籍企業——とくにアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ連邦共和国に本社をもつ企業——の役割を非難する。すべての国の政府は、国連ナミビア理事会

がナミビアの天然資源保護のために採択した国連法令第1号の規定を採択、適用しなければならない。

51. 各国政府とその機関や企業体によるナミビア産ウラニウム購入を阻止する行動を緊急にとらなければならない。イギリス政府とその原子力機関、およびリオ・チント・ジンク社によるナミビア産ウラニウムの開発と購入に注意を喚起するために、セミナーは、国連ナミビア理事会に対し、できるだけ早く第31回国連総会開催前に公聴会を開いてそうした搾取と購入に関する証言を受け、総会および安全保障理事による行動の基礎となる十分な報告を作成するよう要請する。

## Ⅶ 南アフリカの被抑圧人民およびその解放運動に対する援助

52. 解放闘争におけるこの重大な時期にあって、南アフリカの被抑圧人民および彼らの解放運動に対してあらゆるタイプの援助を増大するようセミナーは要請する。

53. 援助は解放運動へ直接与えられなければならない。

54. 国連は解放運動がニューヨークにその代表を常駐させることができるように財政援助を与えなければならない。

55. 政治犯やその家族への支援および関連目的のために、各国政府が国際アフリカ南部防衛援助基金のような人道的機関への拠出を行なうようセミナーは勧告する。しかし、こうした拠出は解放運動に対する支援の代りだと考えられてはならない。

56. セミナーは、また、解放運動によって、または解放運動のために組織された教育訓練プログラムへの拠出を行なうよう各国政府に訴える。

57. 解放運動や南アフリカの被抑圧人民に援助を与える人道的団体に財政的拠出を行なうよう政府に影響力を与える運動をとくに西欧およびアメリカの連帯運動が始めるようセミナーは要請する。

58. セミナーは、解放運動が人民の真正な代表であり、南アフリカ政権は非合法であるとの総会宣言を歓迎する。したがって、セミナーは、国連がそのすべての適切な機関および会議における完全な常駐オブザーバーの地位をOAU承認のすべての南アフリカ解放運動に与えるよう要請する。

## VIII. 隣国への援助

59. セミナーは、隣国がアフリカ南部の解放闘争に重要な貢献を行なったことを認める。これらの国家——すなわち、アンゴラ、ボツワナ、レソト、モザンビーク、スワジランド、タンザニア、ザンビア——は、解放闘争の支援のため植民地主義、人種主義政権の威嚇や武力攻撃に直面し、また財政その他の重荷にたえなければならなかった。セミナーは、国連機構、その他の政府間機関および国連の個々の加盟国が、特別の財政援助および技術援助をこれらの国々に与えるよう要請する。

60. セミナーは、アフリカおよびその他の国々に対し、いかなる侵略に対しても迅速に対応しうる国際協力の機関を発展させるよう要請する。

61. セミナーは、アフリカ南部の全面的解放闘争との重要な連帯行為として、アンゴラ人民共和国およびモザンビークに対する緊急かつ効果的な国際的経済援助を要請する。

62. セミナーは、また、南アフリカの財政的圧迫に苦しむボツワナ、レソト、スワジランドの情勢に注意を喚起したい。

63. 南アフリカの人種主義政権が隣国から採用された移住労働者の搾取に大きく依存していることに留意し、すべての友好的、進歩的国々が、技術経済援助に対するこれらの国々の要求を好意的に検討し、彼らができるだけ早く労働集約的経済プロジェクトを実施し、南アフリカへの労働力流出を阻止できるようにするようセミナーは勧告する

## IX. 政治犯

64. 南アフリカ政治犯連帯デー——10月11日——は、裁判によらない投獄、公権喪失の宣告、拘禁、自宅拘禁に苦しみ、また追放されているこれらの勇敢な人々に注意を喚起するために、展示会、会議、キャンペーンを通して世界中で記念されなければならない。南アフリカを世界最悪の警察国家としている抑圧的立法措置全般に特別の注意を払わなければならない。

65. アパルトヘイト特別委員会が南アフリカのアパルトヘイト反対者に対する弾圧を宣伝し、南アフリカ政治犯との連帯を促進し、政治犯が南アフリカ人民の真正な指導者であり、かつ国連憲章および世界人権宣言の原則の擁護者で

1976年11月1日

東京都千代田区大手町2-2-1

新大手町ビル450号室(〒100)

国際連合広報センター

TEL (211) 1026~9番

